

平成 30 年 3 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

3 月 12 日

江 南 市 議 会 厚 生 文 教 委 員 会 会 議 録

平成30年3月12日〔月曜日〕午前9時30分開議

本日の会議に付した案件

議案第1号 江南市保育問題審議会条例の全部改正について

議案第3号 江南市手数料条例の一部改正について
のうち

健康福祉部

の所管に属する事項

議案第4号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議案第8号 江南市介護保険条例の一部改正について

議案第9号 江南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

議案第10号 江南市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

議案第11号 江南市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

議案第12号 江南市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

議案第13号 江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第14号 江南市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第15号 江南市障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第16号 江南市精神障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第17号 江南市国民健康保険条例の一部改正について

- 議案第18号 江南市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第21号 江南市立保育所に係る指定管理者の指定について
- 議案第22号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第8号）
第1条 歳入歳出予算の補正のうち
健康福祉部
の所管に属する歳入歳出
- 議案第23号 平成29年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第26号 平成30年度江南市一般会計予算
第1条 歳入歳出予算のうち
健康福祉部
教育委員会事務局
の所管に属する歳入歳出
第3条 債務負担行為
第4条 地方債のうち
災害援護資金貸付事業
スポーツセンター建設事業
- 議案第27号 平成30年度江南市国民健康保険特別会計予算
- 議案第30号 平成30年度江南市介護保険特別会計予算
- 議案第31号 平成30年度江南市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第33号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第9号）
第1条 歳入歳出予算の補正のうち
教育委員会事務局
の所管に属する歳入歳出
第2条 繰越明許費の補正
第3条 地方債の補正

出席委員（7名）

委員長	藤岡和俊君	副委員長	東猴史紘君
委員	森ケイ子君	委員	河合正猛君
委員	鈴木貢君	委員	宮地友治君

委員 安部政徳君

欠席委員（0名）

委員外議員（4名）

議員 古池勝英君

議員 伊神克寿君

議員 伊藤吉弘君

議員 幅章郎君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 栗本浩一君

議事課長 石黒稔通君

主任 前田裕地君

説明のため出席した者の職、氏名

市長

澤田和延君

教育長

村良弘君

健康福祉部長

丹羽鉦貢君

教育部長

菱田幹生君

高齢者生きがい課長

倉知江理子君

高齢者生きがい課主幹

酒井博久君

高齢者生きがい課副主幹

栗本真由美君

子育て支援課長

鵜飼篤市君

子育て支援課指導保育士

大島里美君

子育て支援課主幹

向井由美子君

子育て支援センター所長

納堂裕子君

子育て支援課副主幹

長谷川崇君

福祉課長兼基幹相談支援センター長

貝瀬隆志君

福祉課主幹

平松幸夫君

健康づくり課長兼保健センター所長	平野勝庸君
健康づくり課主幹	中山英樹君
健康づくり課副主幹	青山啓子君
健康づくり課副主幹	長谷川真子君
保険年金課長	今枝直之君
保険年金課主幹	相京政樹君
保険年金課副主幹	藤田明恵君
教育課長兼少年センター所長	稲田剛君
教育課管理指導主事	伊藤勝治君
教育課主幹	仙田隆志君
教育課主幹	中村雄一君
教育課副主幹	横川幸哉君

○委員長 それでは、おはようございます。

多少時間が早いようですが、皆さんおそろいのようなので、早速始めさせていただきますと思います。

朝から市役所の南側の名古屋銀行の江南支店さんのほうでオープニングセレモニーがあって、市長さんもテープカットを先ほどされてきたようですが、江南市と連携という形で「藤花ちゃん」のマスコットキャラクターが入ったキャッシュカードが発行されるということで、お近くですので、ぜひ皆さんも御利用いただければと思います。

〔「回し者や」と呼ぶ者あり〕

○委員長 いえいえ、私は全然回し者ではありませんが、何分、厚生文教委員会、今、お話にもありましたけれども、非常にたくさんの内容が含まれて、2日間丸々かかるものだと思っておりますが、御協力をよろしく願いたいと思います。

それでは、市長さんのほうから御挨拶をお願いいたします。

○市長 おはようございます。

去る2月22日に3月定例会が開会されて以来、連日慎重に御審議を賜りましてありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきますよう、また、適切な御議決をいただきますようお願いを申し上げます。

今、藤岡委員長のほうから名古屋銀行のオープニングがありましたけれども、キャッシュカードにつきましては2種類つくられるということで、これは行政と連携するのは初めてということらしいものですから、またぜひ機会がありましたら御利用いただけたらと思っております。

そして、もう一つですけれども、きょう、昼休みになりますが、毎朝、庁舎の中では音楽がかかっておりますけれども、X+（エクスト）という関西で活躍しているボーカルデュオ2人が江南市を訪れまして、PR大使ということで認証式を行います。12時15分でございます。そして、簡単にそれが終

わりまして、大会議室のほうでミニコンサートということで、3曲か4曲歌えたらと言っていますけれども、昼からの仕事に差し支えないように終わっていただけたらと思いますけれども、歌の披露もごございますので、ぜひ昼食どきで申しわけございませんけど、時間調節していただきまして、お出かけいただけたらうれしく思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　　ありがとうございました。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第1号 江南市保育問題審議会条例の全部改正についてを初め22議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。14本ある予定です。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、委員外議員の発言につきましても、会議規則第117条第2項によって、委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、こちらのほうもよろしくお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれの担当の議案のときに出席していただき、それ以外のときは退席していただいても結構です。

議案第1号 江南市保育問題審議会条例の全部改正について

○委員長　　それでは最初に、議案第1号 江南市保育問題審議会条例の全部改正についてを議題といたします。

それでは、当局からの補足説明がありましたら、よろしくお願いいたします。

○子育て支援課長　　よろしくお願ひいたします。

議案第1号について御説明申し上げますので、議案書の3ページをお願いいたします。

平成30年議案第1号 江南市保育問題審議会条例の全部改正についてでございます。

江南市子ども・子育て会議条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、現在、子育て支援課で所管しております江南市保育問題審議会、江南市子ども・子育て支援推進協議会、江南市立児童厚生施設等運営委員会の3つの審議会等を総合し、子ども・子育て支援に係る施策を総合的に審議し、推進するため、改正する必要があるからでございます。

はねていただきまして、4ページをお願いいたします。

江南市子ども・子育て会議条例（案）でございます。

第1条は、設置を規定したもので、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、江南市子ども・子育て会議を設置するものでございます。

第2条は、所掌事務について規定するもので、江南市の子ども・子育て支援の施策全般について所掌するものでございます。

第3条は、組織を規定するもので、子ども・子育て会議は15人以内の委員で組織し、第1号から第6号に掲げます子ども・子育て支援に関する事業に従事する者といたしまして、私立幼稚園協会、子育て関係のNPO法人の代表などを考えております。子ども・子育て支援に関する事業に関する学識経験者といたしましては、教育委員会、保育専攻の大学講師などを考えております。関係団体の代表者といたしましては、江南市社会福祉協議会、児童委員、保育園保護者会連合会の代表などを考えております。関係行政機関の職員といたしましては、校長会や一宮児童相談センターの職員を考慮し、そのほかに公募により選定された者、市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する者としております。

第4条は、任期についての規定をするもので、委員の任期は2年とし、再任を妨げないとするものでございます。

第5条は会長及び副会長について、第6条は会議について規定するもので

ございます。

5 ページをお願いいたします。

第7条は庶務について、第8条は委任について規定するものでございます。附則でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第1号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 では、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○森委員 最初に第1条で、法第77条第1項の規定に基づきとあるんですけども、この第77条第1項というのは何を決めているか、ちょっと説明していただきたいです。

○子育て支援課長 子ども・子育て支援法の第77条でございます。本文をちょっと読ませていただきますけど、市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとしておるものでございます。

そういった点から、条例として今回制定させていただくというものでございます。

○森委員 その第77条1項で、4ついろいろなことを決めているんですけど、要するに、この子ども・子育て会議でこれから、この特定教育保育施設の利用定員の設定に関しとか、この事業計画というのはいいんですけども、特定地域型保育事業の利用定員の設定に関しということ、それぞれの施設、保育施設ですとか、今度認定こども園なんかもできるわけですけど、そういうものの定員まで、この子ども・子育て会議の中で決めていくということになるんですか。

○子育て支援課長 こちらの会議のほうで、定員について、うちのほうが定めるという部分ではございませんで、施設のほうから利用定員をこういうふうに決めていくということに対して、江南市の子ども・子育て施策に対しまして定員がそれに見合っているものかとか、そういうことを審議させていただくものと考えております。

○森委員　　そうすると、例えば江南市の保育施設でいけば、江南市がそれぞれの保育園について定員を決めて、これが妥当かどうかと、適切かどうかとというようなことについてここで議論するというところで理解すればいいですか。

○子育て支援課長　　そのとおりでございます。

○森委員　　それから、この3項のところに、前2項に定める者のほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定めるというふうになっています。その前ですね、ごめんなさい。

第2項のところで、地域の子供及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならぬとあるんですけれども、いわゆる子供の貧困だとか、そういうような問題についてもここでいろいろとその議論をし、一定の提言だとか、そういうものが出せるようになっていくのかどうか。

○子育て支援課長　　子供の貧困につきましては、現在、福祉課のほうで所管しております。

この会議自体の目的といたしまして、子ども・子育て施策全般ということになりますので、そういうところで議論するということになりましたら、また福祉課も含めて、この中で検討をする必要があるものは検討していきたいと考えております。

○森委員　　ぜひ、そういう幅広い見識というか、あれを持って進めていっていただきたいと思います。

それで、あと、さっき説明の中で、今ある子ども・子育て支援事業計画の進捗管理ということについては、今は子ども・子育て支援推進協議会というのがあって、そこが当たっているわけですが、それとか、あるいは児童館などの厚生施設の運営に係る、これについても全部今度はここにまとめしまうと、子育て会議がやるということになるということですけど、保育問題審議会条例はここで廃止するというふうに出ていますけれども、今のこの2つについては規則で廃止ということになるんですか。

○子育て支援課長　　まず、子ども・子育て支援推進協議会でございますが、こちらのほうは要綱設置で設置している協議会でございます。

なお、江南市立児童厚生施設運営委員会につきましても、こちらのほうも規則のほうで規定しておりますので、こちらのほうも廃止するということに

なります。

○森委員　　あと、この組織で3番目にある関係団体の代表者というのはどういうメンバーなのかということと、公募による委員は何人を予定しているのかということと、実際に、いわゆる保護者の代表というのは、この中には具体的には書いていないんですけれども、そういう人たちが入れるようにしていかないとまずいと思うんですけど、その辺はどうなっていますでしょうか。

○子育て支援課長　　まず、関係団体の代表者でございますが、こちらは先ほど御説明させていただきました江南市社会福祉協議会、現在、協議会の会長にお願いしております。また、児童委員というところで民生児童委員会の会長、また主任児童委員の委員長、あと江南市の保育園の保護者会連合会の会長、あと江南市子ども会連合会の会長さんに現在お願いしておりますので、そういった方を考えております。

次に、公募についてでございますが、現在あります3つの審議会等の委員は13名に委嘱させていただいております、その中に、現在1名の方で、公募により入っていただいている委員さんが見えになります。今回、この子ども・子育て会議のほうですが15名ということになっておりますので、12名プラス3名につきましては、また公募のほうでお願いしていくということで考えておるところでございます。

○森委員　　そうすると3人ぐらい。

○子育て支援課長　　3名、はい。

○森委員　　そうですね、2人ふえて、もともと1人いるわけだから。

○子育て支援課長　　そうですね。

保護者でございますけど、現在、先ほど答弁させていただきましたが、保護者会連合会の会長さんに入らせていただいているということでございます。

○森委員　　これ、4月1日からですけれども、新たに委嘱をしていくということになると思うんですけど、最初の会議はいつごろ開かれて、あと年何回ぐらい開く予定なんでしょうか。

○子育て支援課長　　まず、例年、指定管理の保育園の進捗状況ということで、全員協議会のほうにも御報告させていただいております次年度の計画と実績の報告というところで、報告をまずこちらのほうで、会議のほうに諮らせて

いただくということになります。

回数の方でございますけど、通常、特に例年ということでございますと2回ほどということで、現在考えているところでございます。

○森委員 2回だと、本当に顔合わせして、今、指定管理のこういうこともやるということですけど、事情がよくわからないまま、もうすいすいと形式だけのものになっていってしまうように思えるので、2回というのは、余りにもやっぱり形式過ぎるんじゃないかなと。だから、報酬等があるので、いつもこういうことを言うとなかなか通らないんだけど、途中で補正を組んでもいいので、必要に応じてもう少しちゃんと開いてやってほしいなど。それでなきゃ、さっきの子供の貧困なんていうのはとてもできないですよ、ここで。議論にはならないんじゃないかな。それは私の意見で、よろしくお願ひします。

○委員長 ほか、ありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時45分 休 憩

午前9時45分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号 江南市江南市手数料条例の一部改正

のうち

健康福祉部

の所管に属する事項

○委員長 続いて、議案第3号 江南市手数料条例の一部改正についてのうち健康福祉部の所管に属する事項を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○子育て支援課長 それでは、議案書の11ページをお願いいたします。

議案第3号の子育て支援課が所管する内容について御説明させていただきます。

平成30年議案第3号 江南市手数料条例の一部改正についてでございます。江南市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、平成30年度から組織再編などに伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

はねていただきまして、12ページをお願いいたします。

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明させていただきますので、14ページをお願いいたします。

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

別表（第3条関係）の2. 民生関係の表中、放課後児童健全育成事務は、組織再編に伴い教育委員会に事務が委任されることから、この項を削除するものでございます。

15ページ下段から16ページにかけまして、放課後児童健全育成事務に係る7. 教育関係の表を加えるものでございます。

手数料の内容につきましては、区分を通年利用と長期学校休業日のみの利用に区分けし、通年利用の区分につきましては従来どおり改正がありませんが、長期学校休業日のみの利用の区分では、一月の単位で2,000円、ただし8月は6,000円、12月及び1月は1,000円とするものでございます。

以下、別表7. その他一般の表を別表8とするものでございます。

恐れ入りますが、12ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。第1項は施行期日を定めたもので、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、経過措置を定めたもので、平成30年4月1日から平成31年3月

31日までの間における放課後児童健全育成事務に関する別表7. 教育関係の表放課後児童健全育成事務の項の規定の適用については、通年利用で段階的な手数料見直しの部分は従前と同様でございますが、新たに設定いたしました長期学校休業日のみの利用での「2,000円」とあるのは「1,600円」と、「1,000円」とあるのは「800円」とすることを加えるものでございます。

第3項は、平成28年条例第34号の改正附則第3項を削るものでございます。

以上で、議案第3号のうち所管の改正項目についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長 では、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員 これの一覧表を出していただけないですか。これだけでは非常にわかりにくいんですけど。

○子育て支援課長 この手数料の一覧につきましては、全員協議会のほうで、減免の規定についての御報告をさせていただきますので、そのときにちょっと御用意はしておるところでございます。

○委員長 これからの全協で。

○子育て支援課長 委員協議会。

○委員長 委員協議会ね、全協じゃなくて委員協議会ですね。

でも、委員協議会で出てくるものだったらいいか。

○森委員 委員協議会の一つが終わるから、きょう出してもらおう。後から出したって意味ないし、審査するときに出してなきゃ意味ない。

○委員長 では、資料を渡していただくようお願いします。

では、その他に何か質疑がありましたらお願いします。

○森委員 この間、本会議のときにも、これは一般質問で出ていましたけれども、夏休みが8月31日までですけれども、9月1日、一日お願いするだけで、今度は9月分の3,500円を払わなきゃならないということで、せっかくここまでやっていただいたのなら、夏休みの料金で9月1日まで預けることができるような規則、そういうものはちょっとただし書きで何かつくれるんじゃないかと、運用でやれるんじゃないかというふうに思うんですけど、副市長さんも検討しますというお答えだったんですけど、もうことしのことで

すので、その辺のところは、その後どう検討していただいたか。

- 子育て支援課長　　9月1日でございますが、現在も9月1日というのは夏休みの利用、現在は通年利用というふうでいっております。そういったところで現状と、今回の条例が施行された後も同じような状況でございます。

現在のところ、保護者から9月1日の利用についてのお話というのは、御意見は出ていないようなところでございます。というところで、今後、そういった意見も踏まえて考えていく、検討していくということで現在考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、本会議でも答弁させていただきましたが、ファミリーサポートセンター事業というものがございますので、そちらの案内も含めて、これからしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

- 森委員　　それがやっぱり役所仕事と言われちゃうことなんだわね。本当に。だから、私なんかもそういう指摘、保護者のほうから言われてみて初めてああそうかというふうに気がついて、こういうふうに申し上げているわけですが、けれども、何日も何日も預けるんならともかく、一日のことなので、ぜひその辺のところはやってほしいんですけれども、これはあれでしょう、4月に申し込みを受けて、その時点でじゃないか。もう申し込みを受けていて、4月からはそれで始まるわけ。だから、8月夏休みの前にあっと、うちも夏休みだけ預けたいわという人は受け付けるんですか。

- 子育て支援課長　　例年、4月からの御利用というところで、12月に定期募集をさせていただきます。その中で調整させていただきますして、4月受け入れということで受け入れているところでございまして、その後も随時受け付けはさせていただいておりますけど、施設の定員に対して受け入れられないところにつきましては、ちょっと待機ということでお願いすることになるものでございます。

- 森委員　　ですので、まだちょっと余裕があるので、ぜひその辺のところで検討していただきたいというふうに思います。

それから、今出していただいて……。

- 委員長　　資料は配付しておりますので、資料の説明ですか。資料の補足、何かありましたら。

○子育て支援課長 この下段にあります減免制度の改正につきましては、委員協議会のほうでまた御報告のほうをさせていただきたいと思えます。

上段につきましては、29年度から31年度につきましてはの料金の改正の状況を表にさせていただきましたので、ということでございます。

○委員長 暫時休憩します。

午前9時57分 休 憩

午前9時57分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を進めます。

ほかに何か質問はありませんでしたか。

○森委員 よくわかりました。

○委員長 では、質疑も尽きたようですので、これで質疑を終結いたします。
暫時休憩します。

午前9時57分 休 憩

午前9時58分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

では、議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり解決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第4号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたら、よろしくお願ひします。

○子育て支援課長 それでは、議案第4号について御説明申し上げますので、

議案書の18ページをお願いいたします。

平成30年議案第4号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

この条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、平成30年度からの組織再編等に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

19ページをお願いいたします。

この条例の一部を改正する条例（案）でございます。

子育て支援課が所管する内容について御説明させていただきます。

改正内容につきまして、新旧対照表で御説明させていただきますので、21ページをお願いいたします。

この条例（案）の新旧対照表でございます。

下段の別表第1は、執行機関が個人番号を利用できる事務を規定したものでございます。

8の事務、放課後児童健全育成事業の利用に係る手数料の徴収に関する事務は、組織再編により執行機関の欄の「市長」を「教育委員会」に改めるものでございます。

最下段より23ページにかけまして、別表第2は、執行機関内の情報連携の特定個人情報の利用範囲を規定したものでございます。

22ページをお願いいたします。

8の事務は、放課後児童健全育成事業の利用に係る手数料の徴収に関する事務で、同一執行機関内での情報連携から他の執行機関相互の情報連携を行うことになることから、8の項の削除をするものでございます。

23ページをお願いいたします。

中段やや下より24ページにかけまして、別表第3は、他の執行機関との特定個人情報の利用範囲を規定したもので、1の事務の項を加え、新たに別表3として改めるものでございます。

放課後児童健全育成事業の利用に係る手数料の徴収に関する事務における情報照会機関を教育委員会とし、情報提供機関を市長とするもので、2から

6の事務は1の項を加えることによる項番号の繰り下げで、内容につきましては従前と同様でございます。

恐れ入りますが、20ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。施行期日を定めたもので、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○高齢者生きがい課長　それでは、続きまして、高齢者生きがい課所管の内容について御説明をさせていただきます。

改正内容につきまして、新旧対照表で説明させていただきますので、21ページをお願いいたします。

この条例（案）の新旧対照表の新しい表でございます。

22ページをお願いいたします。

上段4の項の高齢者等の生活の支援に関する事務でございますが、「生活保護関係情報」、「法定外生活保護関係情報」を特定個人情報に追加するもので、これは集合住宅住み替え助成金交付の実施に伴い整備をするものでございます。

以上が高齢者生きがい課所管の説明となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　では、質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時04分　休　憩

午前10時04分　開　議

○委員長　では、休憩前に引き続き会議を行います。

議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 8 号 江南市介護保険条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第 8 号 江南市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたら、よろしく申し上げます。

○高齢者生きがい課長 それでは、平成30年議案第 8 号につきまして御説明を申し上げますので、議案書の39ページをお願いいたします。

平成30年議案第 8 号 江南市介護保険条例の一部改正についてでございます。

江南市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、平成30年 4 月 1 日から江南市介護保険料の改定をするため、及び介護保険法の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

40ページをお願いいたします。

江南市介護保険条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては、初めに参考資料により説明をさせていただきますので、少し進んでいただきまして、46ページをお願いいたします。

参考資料でございます。

1. 概要でございます。

今回の一部改正は、「第 7 期介護保険事業計画期間における第 1 号被保険者の保険料月額を定めること」、「低所得者の第 1 号保険料の軽減について定めること」及び「介護保険法の改正に伴う所要の整備」の 3 点でございます。

次に、2. 第 7 期における第 1 号被保険者の保険料基準月額でございます。

平成30年度から平成32年度までの 3 年間の保険料は、介護保険事業費の見込み額等をもとに算出いたしました。その結果、月額5,033円となったもの

でございます。

下の表をごらんください。

保険料は所得に応じて今までどおり10段階とし、対象者所得段階別割合及び年額の保険料をこの表で示しております。

基準となる第5段階では月額5,033円で、年額6万396円となります。

所得段階別割合につきましては、第5段階を基準1とし、それに対し第1段階の0.50から第10段階の1.80まで段階ごとの割合とし、第1段階は、さらに公費負担軽減により0.45としております。

保険料年額につきましては、第1段階が公費負担軽減により2万7,178円とし、第2段階と第3段階は4万5,297円、第4段階が5万4,356円、第5段階が6万396円、第6段階が7万2,475円、第7段階が7万8,514円、第8段階が9万594円、第9段階が10万2,673円、第10段階が10万8,712円とするものでございます。

また、介護保険法の一部改正に伴い、第7段階から第9段階の対象者の合計所得金額の範囲を改正しており、第7段階では120万円以上200万円未満、第8段階では200万円以上300万円未満、第9段階では300万円以上500万円未満と改正するものでございます。

お戻りいただいて、42ページをお願いいたします。

この条例（案）の新旧対照表でございます。

第3条は、保険料率を規定したものでございます。

42ページ下段の第6号から43ページ下段の第10号では、介護保険法施行令の一部改正に伴い、合計所得金額につきまして、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除していた額を用いて保険料所得段階の判定をするものでございます。これは、介護保険制度におきまして、これまで土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されていなかったものを適用することとしたものでございます。

44ページをお願いいたします。

罰則を規定しております。第15条につきましては、第1号被保険者の配偶者もしくは第1号被保険者の属する世帯としておりましたものを、第2号被保険者を含めた被保険者としたものでございます。

その下、附則第6条につきましては、租税特別措置法の法令番号を加えたものでございます。

恐れ入りますが、議案書の40ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。第1条は、施行期日についての規定でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

第2条は、経過措置の規定でございます。改正後の江南市介護保険条例第3条第1項及び第2項の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、従前の例による規定でございます。

以上で、議案第8号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくようお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○森委員　ここの委員会だけでいいんですけど、第7期の福祉計画、介護保険事業計画の中で、第1号被保険者の保険料の算出の表というか、計算式が出ていますよね。これは、私たちに示されているのは介護報酬の改定前の例が示されているんですけども、これ、ちょっと出していただけないですか。そうしないと、なかなか質疑もやってもわかりにくい。第1号被保険者の保険料の算出表ですよ、何をどう掛けるか、よろしいですかね。

○委員長　では、資料を用意していただくということで。

では、用意していただきますので、それ以外の御質問がありましたら、こちらのほうを先にやりたいと思いますが、ありませんでしょうか。

○森委員　その表以外のことで。

ちょっとわからないのは、この46ページに出ているんです。1つは、本会議でもちょっと質疑はあったんですけども、当初示されたのが5,000円未満でした。それが4,963円というふうに表示されたわけですけども、これが実際に介護報酬の引き上げがあって5,033円になりましたというふうにあります。ですので、実際に介護報酬の引き上げがどのくらいあって、そして保険料にどのように影響してきたのか、その辺のところをちょっと説明していただきたいんですが。

○高齢者生きがい課長 パブリックコメントでお示しをいたしました時点での保険料基準月額が4,963円でした。このパブコメ時点で、既に消費税率引き上げ分の改定率を、事務局のほうでは0.58%と試算をした上で4,963円という基準月額を算定しておりました。実際に国のほうから示されました介護報酬の改定がプラス0.54%、消費税率引き上げ分に係る対応がプラス0.58%、及び介護職員処遇改善に伴う対応がプラス2.0%ということでございました。このプラス改定により、介護報酬の0.54%に影響されました保険料の基準月額はプラス23円となりました。消費税率引き上げ分に係る対応としまして0.58%を既に試算しておりましたので、0.4%と国のほうで示されました分を修正いたしまして、この消費税率引き上げ分に係りましてはマイナス4円という結果でした。次に、介護職員処遇改善に伴うプラス2.0%によりプラス51円。よって、プラス23円、マイナス4円、プラス51円、合計プラス70円ということになり、5,033円となったものでございます。

○森委員 この処遇改善のここの部分が、実際に第1号の保険者にこういう形でかかってくるということ自身が私は問題だというふうに思うんですね。なかなか、これは江南市単独でどうこう言えることではないかもしれないんだけど、介護報酬というか、実際の処遇改善をしていかないと、なかなか人材も集まってこないという中で、これは必要なことなんですけれども、それは国とか行政の責任、自治体などの責任において進めていくものであって、これを第1号の被保険者にかぶせてくると、保険料にかぶせてくるということ自身は、一つ大きな問題だなというふうに思います。

資料を出していただきました。ありがとうございます。これで進めちゃっていいんでしょうか。

○委員長 では、資料をお配りしましたので、資料に関する質問がありましたらお願いいたします。

○森委員 1つは保険料の算出の方法で、第1号被保険者の負担分というのが23%というふうになっています。去年というか、第6期のときは22%でした。本来はもうちょっと下がらなきゃいけないんだと思うんですけど、毎年これが上がってきているということで、今回、そうすることによって第1号じゃなくて、いわゆる雇用者のほうが27%に下がったと思うんです。去年と

いうか、6期までは28%だったのが27%になって、逆に本当に大変な年金の第1号の被保険者に23%になってきているということなんですけど、この点についてはどういう説明になるんでしょうか。

○高齢者生きがい課長　今回、第1号被保険者の負担分が23%となったことに関しまして、国のほうの通知によりますと、人口比によって試算をされたという通知でございました。高齢者が増加するに伴い、この負担分が変更されたということで承知をしておる状況でございます。

○森委員　そうすると、高齢者はこれからますますふえていくので、ますますこれがふえていくということになるんですけど、雇用者は働いている人たちなので、そういう意味では雇用者の負担を従来どおりにしておいて、第1号被保険者を下げていくというふうにしていかなきゃいけないと思うんですけど、これは全く発想が逆だというふうに思います。

もう一つは調整交付金ですけれども、5%が本来だと思うんですけども、実際には3.13%とか、3.44%とかいうことで、物すごい低くなっています。これも本当に5%そのまま来れば、保険料がこんなに高くならなくても済むというふうに思うんですけど、この辺についてはどういうふうに説明がされてきているんでしょうか。

○高齢者生きがい課長　この調整交付金の算定につきましては、第1号被保険者の後期高齢者加入割合補正係数というものがこの計算に影響してきているものでございます。

第6期までの補正係数の年齢区分は、前期高齢者と後期高齢者の2つの区分で計算がされておりましたが、今回の第7期におきましては、さらに後期高齢者を85歳以上と85歳未満という2つの区分に分け、合計3つの区分、前期高齢者65歳から74歳、それから75歳から84歳、そして85歳以上という3つの区分で計算するように改正され変わったものでございます。

それにより大幅な影響が出ないように、第7期におきましては弾力化がされており、江南市においては5,033円という保険料で落ちついたという状況でございますので、次期計画にはこの弾力化はもうされないと。弾力化は第7期のみということで現在のところは示されておりますので、次期計画では保険料が上がる見込みということでございます。

○森委員　その弾力化ということによって、弾力化して、本来ならもっと上がるよと、ちょっとよくわからないけれども、じゃあ抑えたのはどこの部分で抑えたの。どこかがそれを持っているわけだよね。絶対介護費用というのは、これだけの介護費用が必要だというのはあるわけで、それに対して保険料を決めていくので。

○高齢者生きがい課主幹　今の交付金でございませけれども、基本的には各保険者の後期高齢者の数、それからその方々の所得段階に応じて決まっています。

今回、第7期になりまして、後期高齢者の数というのは、その保険者の中の割合に関しましては大体均一がとれてきたと。ただ、全国的に見ますと所得段階がばらつきがあるということで、2段階から3段階にふえたというふうに言われております。

今回7期におかれましては、一気に変えるというのはいかんだろうということで、経過措置ということで2段階から3段階のところをミックスした形にされておりますけれども、8期においては、それがミックスしないと。3区分においていくということで、調整交付金に関しましては、江南市においては若干下がってくるんじゃないかなという見通しを持っております。

ですので、先ほど申し上げたとおり、保険料に関しても若干調整交付金が下がりますので、上がるんじゃないかという見通しを持っています。以上です。

○森委員　要するに、この3.13がさらに下がってくる可能性があるという、違うわ。

〔発言する者あり〕

○森委員　第8期ではね。次期の計画ではもっと下がってくる可能性があるということなんですけど、だからといって85歳以上とかいうことで保険料が変わるわけでないわね、考え方の問題であって。

この辺になると本当に難しいんですけど、5%というその部分をしっかりと全国一律で、高齢者の比率が高いところと低いところで実際には分けられているものだから、江南市よりももっとも高いところに行けば5%超えるところも出てくるわけだけれども、しかし、そういう計算の仕方をされ

ちやうと、本当に江南市のようなところは交付金が非常にぐっと減ってしまっているということになるわけです。だから、本当に高齢化率が高くて介護費用も本当に高いというところについては、やっぱり公費での、本来の国の負担というのが求められていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

それともう一つ、この地域支援事業ですけれども、5番目の地域支援事業見込み額、これが本会議のときにも質疑があったんですけど、一気にふえました。14億7,357万円ということで、第6期の計画を見てみると5億2,238万円ということですので、約3倍近くになっていて、ここにいわゆる総合事業のものがずっと入ってきているよという説明だったかと思うんですけども、それでよかったですかね。

○高齢者生きがい課長 そのとおりでございます。予防で実施をしてまいりましたヘルパー、ショートステイ、デイサービスにつきまして、平成29年度で総合事業のほうに順次移行をしておりますので、平成30年度は総合事業の見込み額が増加したものでございます。

○委員長 ちょっとお待ちください。

○高齢者生きがい課長 移行したのはヘルパーと通所のみでございます。ショートは除かれます。失礼いたしました。

○森委員 それで、実際にはヘルパーにしろ、デイサービスにしろ、従来型のところでお世話になっている方がいると思うんですよね。この従来型の人たちはどっちに入るんですか。地域支援事業に入るのか、介護の事業のほうに入るんですか、同じ要支援の人でも。総合事業のほうに入る。

○高齢者生きがい課長 総合事業でございます。

○森委員 わかりました。

それで、問題は実際の受け皿がこれだけできているかどうかということになるかと思うんです。やっぱりボランティアとか、そういうような方たちが中心となったデイサービスであってはならないので、本当に、一番いいのは従来型の人、あるいは一定のそうした事業所が責任を持ってやってくれる、単価は下がるけれども、というところが必要だと思うんですけども、その確保というのはできてきているんですか。

○高齢者生きがい課長　平成29年度の4月当初と、それから平成30年1月時点での事業所の数を比較いたしますと、訪問型サービスの現行相当は13事業所で横ばいでございます。サービスAにつきましては7事業所から9事業所と2事業所増加をしております。それから通所型サービスは、現行相当は24事業所で、現在も24事業所。サービスAについては15事業所から16事業所に1事業所ふえております。

あと、通所型サービスのサービスBが平成29年4月当初はゼロでございましたが、現在1事業所という状況で、全体で見ますと、総合事業を実施しております事業所の数は81事業所から85事業所へと、多少でございますが、少し伸びているという傾向でございます。

○森委員　わかりました。実際にはちゃんと、そのデイサービスにしろ、ヘルパーにしろ、受けてもらえるんだらうかというのが、要支援の人たち、認定を受けた人たちの一番の不安事項ですから、ぜひこの事業所の確保ということで努力をしていただきたいと思います。

いつも介護保険特別会計、この地域支援事業の部分で大きく予算が余って、ほかへ流用するだとか、補正を組み替えるだとか、そういうことが起きてきていますので、ぜひそういうことでしっかりと見ていきたいというふうに思います。

最後だと思うんですけど、ちょっとよくわからないのが、この第2段階と第3段階が全く一緒なんですよね、これ、金額がね。前のときには、これにまた一定の係数が掛けられて、第2段階のほうが安くなっていたと思うんです。だけど、これだったら所得の金額が80万円超120万円以下の方と120万円を超える方と一緒にというのは、これはちょっとどうなんだろうと思うんですけど。

○高齢者生きがい課長　現在、第1段階で実施しております軽減は、消費税率が5%から8%に上がった当初、その増額分を充てるということで軽減がなされているものでございます。

第2段階と第3段階につきましても、今後、消費税が8%から10%に上がる増額分におきまして軽減をされるであろうという見通しはございますが、まだ決定をしている段階ではございません。ただ、国のほうが第2段階と第

3段階を同じ所得段階別割合で設定をしておるといふ状況から、ここに消費税率アップ分を充てて軽減されるのではないかというふうな想定はされるものでございますが、まだ確定はしていないという状況でございます。

○森委員　そこまで国のとおりにやらなかったっていいと思うんですよ。やっぱり所得が低い人には低い人の軽減を掛ければいいので、0.75と0.50の間にまだあるわけですから、少なくとも0.7にするとか、0.65にするとか、そういう、本当に支払いが大変なわけですよ。ということですから、その辺のところもぜひ見てほしいなと思います。

○委員長　ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。暫時休憩します。

午前10時36分　休　憩

午前10時36分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第8号を挙手により採決をします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は10時50分にします。よろしく申し上げます。

午前10時40分　休　憩

午前10時50分　開　議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を始めますが、その前に、先ほどお配りした資料ですけれども、議場配付はいたしませんので、それでよろしいでしょうか。1つは介護保険の資料の中に入っておりますし、1つは委員協議会の資料になっておりますので、そちらでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

議案第9号　江南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び

運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第9号 江南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長 それでは、平成30年議案第9号について御説明を申し上げますので、議案書の47ページをお願いいたします。

平成30年議案第9号 江南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてでございます。

江南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

48ページをお願いいたします。

江南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、49ページをお願いいたします。

この条例（案）の新旧対照表でございます。

第3条は、介護保険法第78条の2第4項第1号に規定する者について規定をするもので、第1号では、指定される法人について、役員または使用人のうちに暴力団員がある者。第2号では、事業の運営について、暴力団または暴力団員の支配を受ける者を除くことを規定するものでございます。

48ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第9号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

- 委員長　　これより質疑を行います。
質疑はありませんか。
- 鈴木委員　　後ほどにもこういった関係での、ちょっと関連するかもしれませんが、ここに暴力団員の、役員または使用人のうち暴力団員の云々というのがありますが、また下のところに暴力団員の支配を受ける者ということがありますけど、そういった場合の一つの認識、要するに、ケースも含めて、こういったケースの場合対応していくんだというような具体例と、それからもう一つは、その認識というか、暴力団員であるかどうかという判断は誰がするのかということを含めて、ちょっと確認の意味で教えてください。
- 高齢者生きがい課長　　地域密着型サービスの場合、江南市が指定をする対象の施設となりますので、指定申請の折に、その旨の文書を記載して提出していただくということを考えております。
- 鈴木委員　　具体的には、携わる人に対して宣誓書みたいな、そういったものを書いてもらうという、相違ないというようなことでの自己申告と、こういうことですか。
- 高齢者生きがい課長　　そのとおりでございます。
- 鈴木委員　　わかりました。そういうものと思います。後ほど、そういった、わからない場合は情報提供を含めて、本人は俺は違うと、こう言われておっても、それに疑わしい、そういった人とおつき合いがあるという情報がどこから入ったときに、それは警察等と何か協定というか、連携は何かされているんでしょうか。
- 高齢者生きがい課長　　協定を結んでいるということはありませんが、常日ごろから警察との連携はございますので、通常の連携の中でいろいろ相談させていただくということになるかと思います。
- 鈴木委員　　わかりました。ということは、一応自己申告で、御本人の申請に、申請者というか、そういう人の自己申告によるものですがけれども、結局こういったものが、問題がないとは思いますがけれども、発生してから対処するというような格好ということですね、現実的には。そういうふうに認識しておってよろしいですね。
- 高齢者生きがい課長　　そのように考えております。

○鈴木委員 わかりました。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 では、質疑も尽きたようですので、これをもって終結いたします。
暫時休憩します。

午前10時56分 休 憩

午前10時56分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議案第10号 江南市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
等を定める条例の一部改正について**

○委員長 続いて、議案第10号 江南市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長 それでは、平成30年議案第10号について御説明申し上げますので、50ページをお願いいたします。

平成30年議案第10号 江南市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてでございます。

この条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

51ページをお願いいたします。

この条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表52ページをお願いいたします。

この条例（案）の新旧対照表でございます。

内容につきましては、議案第9号と同様に、暴力団排除を規定するものでございます。

51ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第10号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時59分 休 憩

午前10時59分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を行います。

議案第10号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号 江南市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第11号 江南市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。
それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長 平成30年議案第11号について御説明申し上げますので、議案書の53ページをお願いいたします。

平成30年議案第11号 江南市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてでございます。

江南市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部改正等に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

54ページをお願いいたします。

江南市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、57ページをお願いいたします。

この条例（案）の新旧対照表でございます。

第3条は、基本方針について規定をしたもので、第3項の指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス等並びに指定居宅サービス事業者について、より明確となるよう整備をするものでございます。

第4項は、指定居宅介護支援事業者の運営に当たっての連携について規定をされたもので、指定介護予防支援事業者について、より明確にするとともに、介護支援と障害福祉支援との密接な連携を促進するため、指定特定相談支援事業者との連携に努めなければならないと追加をされたものです。

58ページをお願いいたします。

第4条は、議案第9号と同様に、指定居宅介護支援事業者に指定される法

人に対し、暴力団排除の条項を加えたものでございます。

第6条は、管理者を規定したもので、管理者は主任介護支援専門員とするよう改めるものでございます。

第7条は、内容及び手続の説明及び同意について規定をしたもので、第2項では具体例を加えたとともに、第3項では指定居宅介護支援事業者は指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者、またはその家族に対し、利用者について、病院または診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう求めなければならないことを追加するものでございます。

第16条は、指定居宅介護支援の具体的取り扱い方針を規定したもので、第9号に末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメントプロセスの簡素化について、第14号としまして、平時から介護支援専門員と医療機関との連携の促進のため、介護支援専門員は指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認められるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等または薬剤師に提供することを追加するものでございます。

62ページをお願いいたします。

第20号は、訪問介護の回数が多いケアプランについて市が確認をし、必要に応じて是正を促していくことが適当であることから、介護支援専門員は居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づけている場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならないと追加するものでございます。

なお、この号に該当いたします訪問介護の内容につきましては、社会保障審議会介護給付費分科会で議論がされる中で、訪問介護の生活援助の利用回数の多い方への対応が必要ではないかとの意見がございました。このことから、生活援助に焦点が当てられているものと思われませんが、詳細についてはまだ示されておりません。4月以降に国から示されることになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

第21号は、第20号等を追加することにより号番号の繰り下げと主治の医師等と文言を改めるものでございます。

第22号は、平時からの介護支援専門員と医療機関との連携の促進のため、前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならないと追加をするものでございます。

ページを戻っていただき、55ページをお願いいたします。

附則でございます。第1項では、施行日は平成30年4月1日としております。ただし、第16条中第18号を第19号とし、同号の次に1号を加える改正規定につきましては、訪問介護の回数の多いケアプランの妥当性を市が確認することを周知する期間を設けるため、平成30年10月1日からの施行としております。

56ページの第2項では、平成33年3月31日までの間、介護支援専門員を管理者とすることができる経過措置を定めております。

以上で、議案第11号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　日本語であって日本語がわからないんですけど、指定居宅介護支援事業者とは、一般的にはどこのことを言うんですか。

○高齢者生きがい課長　事業者というのはケアマネジャーのことでございまして、事業所というのは、そのケアマネジャーが所属をします事業所ということでございます。

○森委員　違うんじゃない。

○委員長　もう一度お願いします。

○高齢者生きがい課長　事業者は法人を示すもので、ケアマネジャーの所属するケアマネジャーの法人ということですよ。

○委員長　暫時休憩します。

午前11時09分　休　憩

午前11時09分　開　議

- 委員長 では、休憩前に引き続き会議を進めます。
- 高齢者生きがい課主幹 指定居宅介護支援事業者というのは法人になりますので、いわゆる株式会社等となってくるかと思えます。
- それから、事業所になりますと、実際に置かれている事務所というふうに捉えていただくといいかと思えます。そこに所属する員というのが、いわゆるケアマネジャーの方々になるかと思えますので、よろしくをお願いします。
- 森委員 だから、居宅介護ということが、居宅介護支援というのはヘルパーなどを派遣する事業所ということじゃないの。
- 高齢者生きがい課長 居宅ということでございますので、基本的には在宅で生活していらっしゃる方のケアプランを立てるということになります。
- 森委員 そうすると、これはあくまでもケアプランのための条例と。
- 高齢者生きがい課長 そのとおりでございます。
- 森委員 その中で、1つは57ページに障害者との連携、指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たってはということで、ずっとその関係する事業所があって、最後のところに介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならないという、よくわからない文言が出ていますけど、要するに、障害者との連携というふうに、今説明もあつたんですけど、これを入れる意味というのはどういうことなんですか。
- 高齢者生きがい課長 第7期計画に向けての法改正の中に、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等というものがございます。この中で共生サービス、介護保険の施設と障害児者の施設の両方の施設を利用しやすくするために指定を受けやすくする特例を設けるということがございます。この共生サービスを受けるに当たって、こちらの文言を加えたというものでございます。
- 森委員 そうすると、例えば高齢者の介護施設が足りないと、不足するというような場合に、この障害者の通所施設だとか、そういうようなところも利用できるようになるという、利用できるようにしようということになるんですか。
- 高齢者生きがい課長 現行の状況を申し上げますと、障害者の方の利用す

る施設・事業所と、それから介護保険の方の利用する事業所・施設が法で分けられておる関係で、それまで長く利用していた障害児者の施設ではなく、介護保険の施設・事業所に移らなければならないという事例が出てきている実態がございますので、そこの実態を、障害の方が事業所を変えなくても、そのままその障害の事業所で介護サービスも受けることができるようにとすることのために、このような共生サービスという考え方が出てきたものでございます。

○森委員　　そういうことであつたらいいと思うんですけど、逆に足りないからあっちへ行ってくださいというようなことにはならないんでしょうか。それはない。

○高齢者生きがい課長　　今のところ、先ほど申し上げたものというふうに捉えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長　　よろしいでしょうか。

○森委員　　62ページの20号です。16条の20号ですけど、これが介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならないとあります。それで、よくわからないんだけど、さっきの説明でいくと、厚生労働大臣が定める回数というのがまだ明らかになっていないということなんですけれども、この厚生労働大臣が定める回数以上のものをケアマネさんが策定をした場合に、これは、その場合だけ市に届けなければいけないということになるんですか。

○高齢者生きがい課長　　そのとおりでございます。

○森委員　　そうすると、どうしてもこの方については、例えば毎日訪問するということが必要だというふうに、このケアマネさんが考えて、その人の状態に合わせてプランを立てても、それが、厚生労働大臣がどうお決めになるのかというのはよくわからんけれども、かなり制約をされるということになるんでしょうか。介護保険の利用の中に認められないということになるんですかね。

○高齢者生きがい課長　　プランを出していただき、その理由書を出していた

だく中で、その方に必要なサービスであれば、市としてはそれが適しているという判断をさせていただくこととなりますので、あくまでも利用を制限していくという視点ではなく、よりよい、その方に必要なサービスを提供するために市のほうが見させていただき、是正させていただくということになるものでございます。

○委員長 よろしいでしょうか。

○森委員 ただ、やっぱり利用制限につながっていくのではないかとということ。そういう心配があるということ。

○委員長 ほかはよろしいでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前11時20分 休 憩

午前11時20分 開 議

○委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 ありがとうございます。挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号 江南市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第12号 江南市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長 平成30年議案第12号について御説明を申し上げます。
議案書の64ページをお願いいたします。

平成30年議案第12号 江南市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてでございます。

江南市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等の一部改正等に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

65ページをお願いいたします。

江南市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、67ページをお願いいたします。

この条例（案）の新旧対照表でございます。

題名の次に目次を追加しており、第1章は総則、第2章は法第115条の22第2項第1号に規定する者、第3章は指定介護予防支援の事業の基本方針、第4章は指定介護予防支援の事業の人員に関する基準、第5章は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準、第6章は指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、第7章は基準該当介護予防支援の事業に関する基準、第8章が雑則、最後に附則の構成となっております。

第3条は、法第115条の22第2項第1号に規定する者について規定をしたもので、議案第9号と同様に、指定される法人に対し、暴力団排除の条項を加えるものでございます。

第4条は、指定介護予防支援の事業の基本方針について規定したもので、

第4項は介護支援と障害福祉支援との密接な連携を促進するため、指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならないと追加するものでございます。

第7条は、内容及び手続の説明及び同意について規定したもので、第2項は具体例を加えるとともに、第3項は指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、利用者について、病院または診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう求めなければならないことを追加するものでございます。

71ページをお願いいたします。

第33条は、指定介護予防支援の具体的取り扱い方針について規定したもので、第9号は、サービス担当者会議への利用者及びその家族の参加を基本とすることを追加するものでございます。

第15号として、医療機関との連携の促進のため、担当職員は指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等または薬剤師に提供することを追加するものでございます。

72ページ中段をお願いいたします。

第22号は、第15号を追加することにより号番号の繰り下げと、主治の医師等と文言を改めるものでございます。

第23号は、平時からの医療機関との連携の促進のため、前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならないと追加するものでございます。

戻っていただきまして、66ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第12号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　それでは、質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長　では、質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前11時26分　休　憩

午前11時26分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第12号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前11時27分　休　憩

午前11時27分　開　議

○委員長　では、休憩前に引き続き会議を行います。

議案第13号　江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第14号　江南市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第15号　江南市障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第16号　江南市精神障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について

○委員長　続いて、議案第13号　江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたしますが、議案第14号　江南市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議案第15号　江南市障害者医

療費の助成に関する条例の一部改正について、及び議案第16号 江南市精神障害者医療費の助成に関する条例の一部改正についてとは関連がありますので、一括して審査したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、議案第13号、議案第14号、議案第15号及び議案第16号を一括して審査いたします。

それでは、当局から補足説明がありましたら、よろしく申し上げます。

○保険年金課長 それでは、議案第13号、議案第14号、議案第15号及び議案第16号について御説明申し上げます。

議案第13号、議案第15号、議案第16号が議案第14号の改正に準じて改正いたしますことから、最初に議案第14号について御説明を申し上げますので、議案書の76ページをお願いいたします。

平成30年議案第14号 江南市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございます。

江南市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正などに伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

77ページをお願いいたします。

江南市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては新旧対照表で御説明申し上げますので、78ページをお願いいたします。

この条例（案）の新旧対照表でございます。

第3条は、保険料を徴収すべき被保険者を定めたものでございます。

第2号から第5号は、国民健康保険の被保険者であって、住所地特例の適用を受けて江南市の被保険者とされている者が75歳の年齢到達等によって後期高齢者医療制度に加入する場合、従前は施設所在地が保険者となっております。

ましたけれども、法改正により、前住所地の江南市が保険料を徴収すべき被保険者となることから、それぞれの住所地特例のケースを規定するものでございます。

第2号は、江南市に住所を有していた方が県外の施設に入所し、かつ、そこへ住所を移し、75歳の年齢到達などによって後期高齢者医療制度に加入する場合。また第3号は、江南市に住所を有していた方が2カ所以上の施設に継続して入所し、かつ住所をそれぞれの施設の場所に移している場合で、最初の入所先が県外であるときに75歳の年齢到達などによって後期高齢者医療制度に加入する場合。また第4号は、広域連合をまたぐ2カ所以上の施設に継続して入所している者であって、施設入所の際に、住所を施設ではなく江南市に移した方がさらに県外の施設に移り、住所も施設に移した場合に75歳の年齢到達などによって後期高齢者医療制度に加入する場合を規定するものでございます。

79ページをお願いいたします。

旧の附則第2条及び第3条は、平成20年度における納期等の特例を定めたものであるため削除するものでございます。

80ページをお願いいたします。

旧の附則第4条は、租税特別措置法の法律番号を加え、条数を繰り上げるものでございます。

恐れ入りますが、77ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第14号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第13号について御説明を申し上げますので、議案書の73ページをお願いいたします。

平成30年議案第13号 江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございます。

江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国

民健康保険法等の一部を改正する法律による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

74ページをお願いいたします。

江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては新旧対照表で御説明申し上げますので、75ページをお願いいたします。

この条例（案）の新旧対照表でございます。

第2条第2項は、受給資格者の適用除外とその例外について定めたものでございます。

これまでは県外施設に入所し、住所地特例の適用を受けて前住所地の国民健康保険の被保険者とされている者が65歳以上で一定の障害の状態となって後期高齢者医療制度に加入する場合は、住所地特例が引き継がれなかったため県外広域連合の後期高齢者医療制度に加入することになっておりましたが、高齢者の医療の確保に関する法律を準用することから住所地特例が引き継がれ、前住所地の広域連合の被保険者となることとされるため、県内の広域連合の認定の適用を受けるまでの間は母子・父子家庭医療費受給資格者の対象とする旨の規定を第2条第2項第2号に加えるものでございます。

恐れ入りますが、74ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第13号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第15号について御説明申し上げますので、議案書の82ページをお願いいたします。

平成30年議案第15号 江南市障害者医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございます。

江南市障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による高齢者の医療の確保に関する法

律の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

83ページをお願いいたします。

江南市障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては新旧対照表で御説明申し上げますので、84ページをお願いいたします。

この条例（案）の新旧対照表でございます。

第4条は、受給資格者の適用除外とその例外について定めたものでございます。

この条例の改正の内容につきましては、先ほど御説明申し上げました母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の改正内容と趣旨のほうは同じでございます。今般の法改正により住所地特例が引き継がれ、前住所地の広域連合の被保険者となることとされるため、県内の広域連合の認定の適用を受けるまでの間は障害者医療費受給資格者の対象とする旨の規定を第4条第1号に加えるものでございます。

恐れ入りますが、83ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第15号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第16号について御説明申し上げますので、議案書の85ページをお願いいたします。

平成30年議案第16号 江南市精神障害者医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございます。

江南市精神障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

86ページをお願いいたします。

江南市精神障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）

でございます。

改正内容につきましては新旧対照表で御説明申し上げますので、87ページをお願いいたします。

この条例（案）の新旧対照表でございます。

第5条は、受給資格者の適用除外とその例外について定めたものでございます。

この条例の改正の内容につきましても、今般の法改正により住所地特例が引き継がれ、前住所地の広域連合の被保険者となることとされるため、県内の広域連合の認定の適用を受けるまでの間は精神障害者医療費受給資格者の対象とする旨の規定を第5条第1号に加えるものでございます。

恐れ入りますが、86ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第13号、議案第14号、議案第15号及び議案第16号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　議案第13号の母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でしょう。母子・父子家庭医療費の助成で、これで高齢者の医療の確保に関する法律による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者、どうしてこういう項目がこの母子・父子家庭の医療費の助成に出てくるんですか。それがよくわからん。

○保険年金課長　母子・父子家庭の医療を受けてみえる方で、そのうち一定の障害をさらに要件として満たした場合、後期高齢者医療の福祉医療のほうに該当してくるということから、同様に法律の整備をいたすものでございます。

○森委員　そうすると、母子なり父子なりの母親なり父親なりがこういう高齢になった場合という意味ですか。

○保険年金課長　そのとおりでございます。

- 森委員 その対象者はあるんですか。
- 保険年金課長 母子・父子家庭医療の条例の一部改正に該当する方でございますけれども、現在、江南市の国民健康保険に加入してみえる母子・父子家庭で県外の住所地特例を満たしている方で来年度に65歳を迎える方につきましては、該当はございません。

○森委員 わかりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前11時40分 休 憩

午前11時40分 開 議

○委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

採決につきましては、それぞれの議案ごとで行います。

最初に、議案第13号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号 江南市国民健康保険条例の一部改正について

- 委員長 続いて、議案第17号 江南市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 保険年金課長 議案第17号について御説明を申し上げますので、議案書の88ページをお願いいたします。

平成30年議案第17号 江南市国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

江南市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

89ページをお願いいたします。

江南市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては新旧対照表で御説明申し上げますので、90ページをお願いいたします。

この条例（案）の新旧対照表でございます。

国民健康保険条例につきましては、第1章から第8章までの章立てで構成されていますが、全体の条文数も少ないことから、全ての章をなくすものでございます。

第1条は、市が行う国民健康保険について規定したもので、国民健康保険が県単位化となることに伴い、県が行う事務と市が行う事務の区別をするた

め、市が行う「国民健康保険の事務」と明記するものでございます。

第2条は、国民健康保険運営協議会の委員の定数を規定したもので、国民健康保険法の一部改正によりまして、県と市町村で「国民健康保険運営協議会」について名称を使い分ける必要が生じたことから、「江南市国民健康保険運営協議会」と協議会の名称を変更するものでございます。

第8条は、条文の整理をするものでございます。

はねていただきまして、91ページの第9条及び第11条につきましては、それぞれ見出しを追加するものでございます。

恐れ入りますが、89ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第17号の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前11時44分　休　憩

午前11時44分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第17号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

暫時休憩します。

午前11時45分　休　憩

午前11時45分　開　議

○委員長 　では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第18号 江南市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長 　続いて、議案第18号 江南市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 　議案第18号について御説明を申し上げますので、議案書の92ページをお願いいたします。

平成30年議案第18号 江南市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、江南市国民健康保険の保険税率改定等に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

93ページをお願いいたします。

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては新旧対照表で御説明申し上げますので、はねていただきまして、96ページをお願いいたします。

この条例（案）の新旧対照表でございます。

第2条は、課税額について規定したもので、今般の国民健康保険の制度改正により、市が県に対して国民健康保険事業費納付金を納めることとなることに伴い地方税法が改正され、課税額の定義が変更となったため、第1項第1号にて基礎課税額を、同項第2号にて後期高齢者支援金等課税額を、同項第3号にて介護納付金課税額を新たに定義するものでございます。

97ページをお願いいたします。

第2条の第2項から98ページの第4項までにつきましては、同条第1項の改正に伴い条文の整理をするものでございます。

第3条から第12条までにつきましては、平成30年度から江南市国民健康保険税の税率改定を行うことに伴い、それぞれ税率及び金額が変更となるもの

でございます。

税率改定の内容につきましては、別紙の参考資料で御説明申し上げますので、106ページをお願いいたします。

江南市国民健康保険税率等改正（案）でございます。

上段の医療給付費分でございますが、所得割率を「4.8%」から「5.2%」に、資産割率を「25%」から「12.5%」に、均等割額を「1万8,000円」から「1万9,600円」に、平等割額を「1万8,900円」から「1万9,000円」にそれぞれ改定するものでございます。

次に、中段の後期高齢者支援金分でございますが、所得割率を「1.8%」から「1.83%」に、資産割率を「8%」から「4%」に、均等割額を「4,800円」から「6,000円」に、平等割額を「5,100円」から「5,600円」にそれぞれ改定するものでございます。

最後に、下段の介護納付金分でございますが、所得割率を「1.52%」から「1.55%」に、資産割率を「4%」から「2%」に、均等割額は改定を行わず9,000円のままとし、平等割額を「8,400円」から「7,000円」にそれぞれ改定するものでございます。

なお、資産割につきましては、平成32年度から廃止することを予定しているものでございます。

恐れ入りますが、95ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。第1項は施行期日を規定したもので、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

第2項は適用区分を規定したもので、改正後の江南市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

107ページから109ページには、江南市国民健康保険運営協議会からの答申書の写しを資料として掲げてございますので、後ほどごらんください。

以上で、議案第18号の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 暫時休憩します。

午前11時49分 休憩

午後1時10分 開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き、議案第18号 江南市国民健康保険税条例の一部改正について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員 今回の条例改正は、資産割の廃止でそれを2回に分けるということで、今回2分の1になるんですけれども、その資産割の廃止と、それから県単位化ということで条例改正、ここに書いてあるとおりに、いわゆる医療費、江南市の幾ら医療費がかかるかということからの積算ではなくて、県からの納付金の要請に対してそれに応えるという形で今回税率改正をやるということになるわけなんですけれども、基本的には1人当たりの税額そのものは変えないという考え方でやりますということだったわけですが、そこで平成29年度の1人当たりの平均の税額と、今回の条例改正で1人当たり幾らになるかということについて、ちょっと説明をしていただきたいんですけど。平成29年と平成30年ということの1人当たりの平均。

○委員長 暫時休憩します。

午後1時13分 休憩

午後1時14分 開議

○委員長 では、休憩前に引き続き会議を続けます。

今、先ほどの質問に関しては調べていただいていますので、その他何かありましたらお願いいたします。

○森委員 条例の5条の2、平等割についてなんですけど、ここに特定世帯の定義づけがしてありまして、その後、特定継続世帯ということがあるわけなんですけれども、これを読んでもよく意味がわからない。ちょっと説明をしていただきたい。

それで、この税率の改正（案）の表の中にも特定世帯、特定継続世帯は幾らになるというのが出ていますので、一度ちょっと説明していただきたいんですけど。

○保険年金課長 特定世帯でございますけれども、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方がいることによって、その世帯の国民健康保険の

加入者が1人になった世帯をいまして、特定世帯となった月から5年間の間、国民健康保険税の平等割額が2分の1軽減をして算出がなされます。また、5年経過しても国民健康保険と後期高齢者医療制度に分かれている状況が解消されない世帯を特定継続世帯と申しまして、平等割額を4分の1軽減し、軽減措置が3年間継続されております。そうしたことで特定世帯の平等割を新税率の2分の1、特定継続世帯の平等割を新税率の4分の3にそれぞれ改正するものでございます。

○森委員　そうすると、特に高齢者の2人世帯だと意味がよくわかるんだけど、2人世帯でそのうちのどちらかが後期高齢者に行って、残りの人が1人になっちゃったと。それでも平等割全額を払うのは大変だから半額にしますよということで、なおそれが5年継続すると。なお5年たってもまだその方が75歳に到達しないということになると、さらに継続しますよということですね。その場合は、今ちょっと夫婦2人、年金世帯みたいな感じてやったんだけど、例えば片方がちゃんと収入があると。例えば息子と父親なり母親の2人世帯で、親が後期高齢者に行って、息子がまだ50代ぐらいで残っているという場合でもこの対象になるんですか。

○保険年金課長　お見込みのとおりでございます。

○森委員　はい、わかりました。

○委員長　ほかに。

○森委員　この資料に運営協議会の答申の内容が添付されているんですけども、これの108ページの一番最後のところに、課税限度額を、医療給付費分は53万円から58万円に、後期高齢者支援金分は18万円から19万円に、それぞれ引き上げることは適当であると思われるという答申が出ているんですけど、今回の改正案にはここの部分は一切触れていないんですけども、この点についてはどうなんでしょう。

○保険年金課長　地方税法の改正に基づくものでございますので、単年度が明けてから上程のほうをしてお願い申し上げようと考えております。

○森委員　ということは、地方税法がまだこの状態にはなっていないと、逆に言うと。いつ改正の予定なんですか、江南市は。

○保険年金課長　今月の地方税法のほうで改正される見込みと聞いておりま

す。

○森委員 江南市は。

○保険年金課長 江南市においては、今回の定例会のほうで。

済みません、江南市の国保税のほうは、今度の6月定例会の上程を予定してございます。

○森委員 そうすると何、またじゃあ6月に、6月に出てくるのは課税限度額の改正についてのみ出てくる。

○保険年金課長 そのとおりでございます。

○森委員 それであれするわけか。

そうすると、今回の税率改正の中には、この限度額を引き上げることを前提にしてこの改正が行われているということですか。

○保険年金課長 含まれておりません。

○森委員 いない。

○保険年金課長 はい、限度額につきましては含まれておりません。

○森委員 そうすると、その課税限度額を引き上げることによって、例えば低所得者のほうの税率を少し下げるとか、平等割をもっと下げるとか、そういうふうなことが可能になるのかならないのか。

どのくらいこれによって、例えばこれを今答申どおりでやると、どのくらいの増収になるんですか。

○保険年金課長 あくまでも試算でございますけれども、1,000万円程度と考えております。

○森委員 まあ、1,000万円ぐらいだとそう体制に影響はないと。

○保険年金課長 先ほど保留させていただきました答弁でございますけれども、平成30年度の1人当たりの調定額で申し上げますと、医療分では5万9,505円、それが税率改正後ですと5万9,630円。

○森委員 これは医療分だけで。

○保険年金課長 はい、後期高齢者支援分で申し上げますと、改正前が1万9,032円、改定後が1万9,497円で、介護納付金分につきましては、2万6,555円、改定後が2万5,208円と試算してございます。

○森委員 介護分が下がるんだよね、これ。8,400円が7,000円に下がるとい

うことで、この介護分を下げるといふ、これはどういうあれですか。介護分を払うのは40歳から64歳までの人がこれを払うわけだけど、ここを下げたといふのはどういうことですか。

○保険年金課長 愛知県から各市町村の参考となります標準保険税率が示されておりますけれども、その税率のバランスに近づけることを考慮したため、介護分の平等割額は減額する案となっております。

○森委員 県に合わせたといふこと。

○保険年金課長 県の3方式の割合を考慮した上でこの案を出させていただいたといふことでございます。

○委員長 ほかにありますでしょうか。

○森委員 それで問題は、事前にいただいた資料でいくと、所得階層別の増減表といふのがあって、増額になる世帯が9,489世帯で、減額となるところが3,612世帯といふことで、圧倒的に増額になるんですね。特に資産がない世帯については、即値上げ、引き上げになってしまいます。この辺の激変緩和と、2分の1にしたといふのは一つの激変緩和なんだけれども、資産を持つ人と持たない人に対する対策といふか、そういうものは検討できなかったですか。

○保険年金課長 まず所得を持っている方につきましては、今、限度額のほうが法定限度額より低いという状況を改めることによって、高所得者層にも所得相応の負担を求めていきたいといふふうに考えております。

また、均等割のほうがふえることによつて、低所得者層も若干税がふえることとなりますけれども、その対応としましては、これまで同様に生活実態のほうを丁寧に聞き取りまして、減免・軽減制度の活用や納付相談による分納を推進してまいりたいといふふうに考えております。

○森委員 だから、税額とか税率の面でその辺のところを少し検討するといふことにはならなかったわけだね。

本当にその辺のところが大きくて、これで見ると、所得で100万円以下、あるいは200万円以下、この辺のところにかんがりのふえる人たちが集中しているんだよね。だからふえる金額もむちゃくちゃといふことではないかもしれないけど、そのお一人お一人の所得の水準からいって、やっぱり1万

5,000円とか2万円上がるというのはかなりの負担になってくるものだから、この辺がこれから実際問題としてかなり厳しいなということと、もう一つは今までの10回納期が8回納期になるものだから、金額は、今聞いたように、そう変わらない人にとっても1回に納める金額というのは一気に上がるわけなので、この辺のPRというか、皆さんへのお知らせというか、これはどう説明をどういうふうに今やろうとしているのか。

○保険年金課長 県単位化に伴う賦課方式の変更ですとか、それによる税率の改正、こちらのほうにつきましては、広報あるいはホームページで周知を重ねながら窓口などで丁寧な説明に徹しますことで御理解をいただきたいというふうに考えております。

○森委員 広報だけでは絶対だめだと思うんだけど、広報の中に特別な何かチラシを入れるんですか。それとも広報の1つの欄に出す。

○保険年金課長 広報においては1つの欄というか、扱いは1ページ単位とかそういった扱いになりますけれども、別に被保険者の加入世帯につきまして、個別に4月に入ってから通知文書を送らせていただきますので、そちらのほうを確認していただければ、見落としはないのかなあというふうに思っております。

○森委員 もう一点だけ、ぜひ丁寧な説明をしていただきたいなあと思います。

それともう一つ、この答申の中に気になる文章がありまして、109ページの一番下、いわゆる附帯意見の中に、一般会計からの法定外繰り入れにより保険税額を維持することについては、被用者保険加入者にとって二重の負担ともなることから、今後、決算補填目的の法定外繰り入れについては、計画的に削減するよう努められたいと。こういうのが出て、とんでもないことだと思うんですけど、どういう議論でこういう意見が出てきたのかね。当局のほうがある程度こういう……。

[発言する者あり]

○森委員 ああ、そうですか。では素直に、どういう御意見があつてこういうことが起きたのか、文章が出てきているのか。

○保険年金課長 実際に御意見をいただいた中での考え方でございますけれ

ども、運営協議会の中の出てきた意見としましては、年間10万円以上税額が上がる世帯が出るということのは避けたほうがよいという意見と、それからまた、資産割は一度に廃止して、所得に応じた負担を求めてもよいのではないかという意見がございました。そういった中で、厚生労働省から激変緩和対策の十分な検討を行うようにという旨の見解が重ねて示されております。そういったことを踏まえて、資産割については2段階で廃止する結論に至ったものでございますけれども、決算補填目的につきましても、国あるいは県のほうから削減するよう運営協議会の運営方針にもございますので、保険税のほうに徐々に転換しながら削減すべきものだというふうに考えております。

○森委員　厚生省も最初は繰り入れはだめだと言っていたのが、余りにもそんなことをやったら大変なことになっちゃうということで繰り入れを認めてきているわけですよ。ということは、厚労省自身もどれだけ国保が高いかと、税金が、ということをおわかっていてこういうことを言っているわけで、実際にこれから運営協議会なんかに対しても、どういう世帯の人たちが国保に入っているのか。所得ゼロ世帯が今どのくらいありますか。

○保険年金課長　所得ゼロの世帯でございますが、2,350世帯余りというふうに。

○森委員　約1割が所得ゼロという世帯になるかと思うのね。そうでもないか、もっと多いんだ。これでいくと1万5,000世帯ぐらいですか、今。1万5,000まで行かないですね。1万3,000世帯のうちの2,350世帯が所得ゼロということですから、計算がすぐできませんけど、とにかく1割以上のところがこういう状況の中で、今回も均等割がかなり上がっています。ですので、本当に子供世帯、子供のたくさんいるような世帯にとっては大変な負担になってくるんで、子供の均等割についてはぜひ軽減措置を講じてほしいなということは、かねて一般質問でも何回か取り上げさせてもらっていますけれども、そういうことも含めて、とにかくこの負担の軽減をどういうふうに進めていったらいいかということをお絶えず念頭に置いてやっていただきたいなというふうに思います。

○委員長　ほかに質疑。

○鈴木委員　今、ちょっと森委員さんと関連するかもしれませんが、保険

料の、今回10回から8回になるということで払う額が月々によってはふえるということがあります。ちょっと危惧することが、これはどこまでいっても同じことかもしれませんが、払う保険料に関しては。ただ、払いづらくなるという方が中にはお見えになって、そのことが滞納額に及ぼす影響が出てくるのではないかなということをおっしゃるんですよ。

そういったことを含めて、ちょっと参考までに聞きたいのは、現在の国保の滞納額、滞納率。それからもう一つは期日どおりに払われていないものがどれくらいあるのか、ちょっとわかれば教えて、参考までに。

- 保険年金課長 平成28年度の決算で申し上げますと、収入未済額となっておりますのは10億3,675万円余りでございます。
- 鈴木委員 全体でいうと何%ぐらいになるのかな。
- 保険年金課長 調定額に占めます収入率で申し上げますと63.1%の収入率でございました。

[発言する者あり]

- 鈴木委員 総収入というか総保険料の何%ぐらいそういう滞納になっているかという。
- 委員長 暫時休憩します。

午後1時37分 休憩

午後1時40分 開議

- 委員長 では、休憩前に引き続き会議を進めます。
- 保険年金課長 当初予算の金額で申し上げますと、歳入は117億円余りでございますので、そこから算定しますと、およそ9%ぐらいという形になります。
- 鈴木委員 わかりました。

本当に大体そういうぐらいの滞納はあるのかなあというふうには認識しておったんですけども、ただこれが少ないか多いかというのは、これは江南市だけの問題じゃないと思うんですけども、ただ今回、こうした払いづらくなると、一回一回の金額が大きくなるということについて、さっきも冒頭申し上げたように、そのことが払いづらくなって滞納がふえてくるという危惧をちょっとするところなんですよ。

そういうことを含めて、これは非常に難しい話なんだけど、もし今まで10回だったら何とかやりくりして、平準化されているから払えた人が、8回になってしまったものだから、そういう方が中には見える場合もあるかもしれないので、そうしたときに機敏に、この前の答弁だとよかったかな、要するにそれなりにきちっと支払いやすいような御相談に乗りますよと言われましたので、そのことを具体的に速やかに、さっき言ったように一つの周知も含めて、払いやすいような、また負担をちょっと、本当に大変な人に関しては前向きに相談に乗ってもらって、これ以上滞納者がふえないように、そのことだけちょっと要望としてお願いしておきます。

○委員長 要望でよろしいでしょうか。

○鈴木委員 お願いしたいと思います。

○森委員 ちょっとこういうニュースがあるんですけど、厚生労働省は2018年度制度改定による激変緩和措置をとる一方で、市町村が行う法定外繰り入れや繰り上げ充用などの赤字の削減・解消する計画を原則6年の計画期間で策定するよう示していますと。これをこの3月までに計画を策定して都道府県に提出するよう迫っていますというふうな情報があるんですけど、これについて、江南市はもう既にこういう計画を立てて出したんですか。

○保険年金課長 赤字削減及び解消計画のスケジュールでございますけれども、委員がおっしゃられますように、国の通知に沿って行う中で、去る1月29日に厚生労働省から赤字削減・解消計画について通知が出されております。

求められている計画の内容といたしましては、赤字の原因を分析した上で、赤字削減・解消のための基本方針、具体的な取り組み内容を定めるとともに、原則6年以内を計画期間として、年度ごとに法定外繰り入れの削減額など、数値目標の記載を求めるものとなっているところでございます。

当面のスケジュールといたしましては、今月の20日までに赤字解消計画案を県に提出し、県の確認作業を経た上、その10日後でございます3月30日までに赤字解消計画を県へ提出するということになっておりますが、平成30年度の計画につきましては、赤字の発生原因に関する分析等を行い、赤字削減に向けて必要な対策を整理するなどといった定性的な記載とすることが認められておりまして、平成30年度の計画内容をこの定性的な記載にとどめる場

合は、平成30年度単年の計画とし、次年度以降に改めて削減予定額等を定量的な目標を記した計画を策定するというようになっております。

そうしましたことから、平成30年度の計画につきましては、具体的な数値の記載は差し控えるということも含めまして、現在検討をしているところでございます。

○森委員　それはすごい重要なことなので、今のあれでいくと、きょうの委員協議会には間に合わない、出す予定。きょうは間に合わないけれども、できるだけ早いどこかの時期で、ちょっと江南市としての県へ提出したもの、それから今回は6カ年の計画にならないということですので、その原因とかそういうものの精査だけで、あと、ことしだからことしはこの予算でいくしかないんでいいんですけど、後どうするのかというような考え方について、できるだけ早い時期に示していただきたいと思います。

○河合委員　29日に全協があるので、そこで出してもらえば。

○森委員　そうですね、それが間に合えば、3月20日に出した、あるいは30日、そういうものが出れば。

○健康福祉部長　今、課長が答弁しましたように、今年度につきましては洗い直しということですので、大した内容ではありませんもんで、ただ来年度以降、それに対しましての数値とかいうものは出てきますので、今回はお出ししても多分ほとんど同じような内容ですけど、来年度以降につきましては議会のほうにその都度お示しできるような方向で検討していきたいと思いますので、お願いします。

○森委員　できるだけ早い段階で出してほしいです。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩します。

午後1時46分　休　憩

午後1時46分　開　議

○委員長　では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第18号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号 江南市立保育所に係る指定管理者の指定について

- 委員長 続いて、議案第21号 江南市立保育所に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 子育て支援課長 よろしく願いいたします。

それでは、議案第21号について御説明申し上げますので、議案書の126ページをお願いいたします。

平成30年議案第21号 江南市立保育所に係る指定管理者の指定についてでございます。

公の施設の名称は江南市立布袋北保育園で、指定管理者は株式会社日本保育サービスであります。指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

提案理由といたしましては、布袋北保育園に係る指定管理者の指定期間が平成31年3月31日をもって終了するため、次期指定管理者を指定する必要があるからでございます。

参考資料といたしまして、127ページから134ページに江南市立布袋北保育園の管理及び運営に関する協定書（案）を、また135ページから136ページに年度協定書（案）を、137ページから147ページに布袋北保育園指定管理者業務仕様書（案）を掲げておりますので、御参照賜りたいと存じます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 森委員 これは事前に布袋北保育園の指定管理者の選定結果というのをいただいております、日本保育サービスとパーソンズが参加したということで、

そのうち日本保育サービスが優先候補者になったというのをいただいておりますけれども、この事前にいただいた結果を見ると、日本保育サービスが総合計で70.8点、パーソンズが62.3点で一つ一つの評価を見てみると、実際にはそう日本保育サービスがよかったというふうに言えるのかどうかという点ではまだまだ問題があるのではないのかなあというふうに思います。

それで、特に本会議でも山議員も指摘されていましたが、保育士の定着率だとか、それから事業報告書を見ると、非常にけがが多いような気がするんですけども、実際にその辺についてはどういうふうにつかんでみえるのかあと思うんですけど。

○子育て支援課長　　まず、保育士の定着率というところでございます。本会議のほうでも答弁させていただきました。第1期目と比べまして第2期目というところでは、人事異動による低減、また結婚などによる自己都合による退職というところで、正式の職員の自己都合が6名と、また他園への異動が3名、育休中が1名ということで、定着率といたしましてはある程度確保されているということでございます。

○子育て支援課指導保育士　　では、けがのほうについて、けがのほうは、今年度に限って見ますと、骨折等の大きなけがはありませんで、江南市16園のほうも同じような状況ですので、保護者の方と一緒に病院へ連れていった場合のみ掲上しているものなんですけれども、頭とか、それから歯とか目なんか等、そういう部位の場合は軽いものでも一応心配ですので連れていくということで、園長会議でも同じような認識をしておりますので、特に布袋北がけがが多いということではないと思います。

○森委員　　そうしたら、今言われたのは平成29年ですよ。平成28年度のこの報告書を見ると8件あるんですよ。8件あるうち、骨折というのが3つ、歯が折れたというの、それから靭帯損傷というのものもあるし、それから捻挫もあるということで、1つの保育園でこんなに年間あるかなあというのを思ったんですけども、ことしは特にないということがいい。

○子育て支援課指導保育士　　はい、おっしゃるとおり、今年度は大きなけがは報告ありません。

○森委員　　それと定着率も1つの江南市の保育園で自己都合で6人もやめら

れますかということですよ。定員のあれによって異動は江南の中でも16園の中でも異動はあるわけですけど、この経験年数というのを見てみると、本当に1年から3年という人が正社員だけを見てみると15人、これも平成28年度の事業報告で見ているんですけど、正社員15人、園長、園長代理を除いて15人中、1年から3年未満が6人、3年から4年が4人で、本当に5年以上の人は5人しかいないし、その5人のうちの1人はまだ入社したばかり、1年目ということですから、本当にこういう人たちが中心にして保育が行われているということについては、非常に中身的には心配だなあという思いがいたします。

それで、管理料ですけれども、今回8.5%ぐらいのアップになるんですかね。その根拠はどういうものかちょっと。

○子育て支援課長 平成31年の指定管理料でございますけど、平成30年の指定管理料から伸び率といたしましては0.86%でございます。これにつきましては通常の人件費のアップ分ということで考えております。その後の平成31年から平成35年度までの伸び率にいたしましても1%弱ということでありますので、こちらも人件費の定期昇給分のアップというふうで考えております。

○森委員 人件費比率がどういうふうになるかというのはつかんでみえるんですか。

○子育て支援課長 人件費比率、平成31年度からの予算に対しましての人件費比率といたしましては、平成31年度が71.09%で、その後71%台で推移していくような形になっております。

○森委員 山さんがよく調べて平成21年からのずうっとグラフでつくってかれているんですけども、当初、本当に私たちが問題にしたように60%台だったものがようやく70%台にはなってきたけれども、それでも古知野西保育園なんかには比べれば低いし、この71%の中に問題だなあと思うのは、本部職員の人件費が入って、それも1人五百八十何万円ですよ。これは別に特別高い金額ではないんですけど、保育士さんの給料から比べると断トツに高くなっているわけです。そういう人も含めての七十何%ということになるので、本当に一人一人の職員の給料を市のほうが何とかチェックして、きちんと保育士としての資格を持って、そして子供の保育に当たっていただく

わけですので、そのチェックはやっぱりちゃんとやらないとだめだと思うんだけど、前から言っているように。

江南市としてはその辺のところについて、もう少し保育士さんの給料を上げると、率直に言えば。その辺のことについては何も言えないんですか。

- 子育て支援課長　先ほど答弁させていただきました平成31年度からの指定管理料に対します人件費割合の数字でございますが、平成31年度からの人件費というくくりを今の本部職員の人件費というのは除く形で出していただいていますので、その点に関しましては、それは含まれていないという数字でございます。

また、労務管理というところがございますが、こちらのほうも県の定期的な監査で確認をしており、また市でもその事前、またそれ以外のときでもチェックをしているところがございますが、今、委員が御指摘の部分に関しましては、今後、よりチェック体制をいろいろちょっと考えて対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

- 森委員　最後ですけど、あと協定書の、議案書でいくと130ページ、第20条のところ、指定管理料の支払いということで、この2項で江南市が指定管理者に対して支払う指定管理料については、別紙の指定管理料を基本額として、年度ごとの受け入れ園児数等により、別途「年度協定書」に定めるものとするということで、最後135ページに年度協定書というのがあります。それで、その手前134ページに基本額ということがあって、平成31年度は1億2,593万8,000円とあるわけですけど、この園児数によって指定管理料が変わるとこの幅はどういうふうに見ているわけですか。

例えば、最初基本でいくと140人という定員というか園児数でやっていますよね。

- 子育て支援課長　140人ということでこの指定管理料のほうは出させていただいております。参考に、来年度、平成30年度でございますけど、受け入れが136名ということで御希望がございまして、140人以内ということではございます。

こちらの指定管理料の算定につきましては、実際に園児の数によりまして必要な保育士を配置するということがございますので、例年130人台の御希

望を今いただいているところでございますので、今後、必要な保育士の配置が、16人ということで保育士の配置のほうを現在させていただいておりますけど、これが大きく変わるような傾向になったとか、そういうことがございましたら、また指定管理者と協議してその辺の金額を相談していくということになりますので、よろしく願いいたします。

○森委員 幅は何か決めがあるんですか、これ以上上げてはいけないとか。

○子育て支援課長 幅というのは特にございません。先ほど申しましたように、あくまで保育士の数で、例えば16人のところが14名で対応できるということであれば、それはそのときにそういった数字で調整していくということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結します。

暫時休憩します。

午後 2 時 07 分 休 憩

午後 2 時 07 分 開 議

○委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第21号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

の所管に属する歳入歳出

○委員長 では、続いて、議案第22号 平成29年度江南市一般会計補正予算

(第8号)、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部の所管に属する歳入歳出を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　それでは、平成30年議案第22号 平成29年度江南市一般会計補正予算(第8号)のうち、福祉課所管の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

歳出について御説明申し上げますので、恐れ入りますが、議案書の162ページ、163ページの最上段をお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費で、補正予算額は210万9,000円でございます。

内容につきましては、163ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

在宅障害者デイサービス施設「あゆみ」管理運営事業で37万6,000円の補正をお願いするもので、老朽化により故障をいたしました浴室の空調設備の改修工事費でございます。なお、この空調設備につきましては11月中旬に故障をいたしまして、早急に改修する必要があったため、一時的な流用により対応させていただいたものでございます。

続きまして、その下の障害者自立支援システム運用事業では、173万3,000円の補正をお願いするものでございます。これはマイナンバーに係る他の自治体との情報連携に必要なデータ標準レイアウトに対応するため、現行の障害福祉システムの改修が必要となるものでございます。なお、この事業費の増額分に対しましては、特定財源として国庫補助金が3分の2財源措置をされますので、歳入予算に計上しております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようですので、これをもって質疑を終結します。

暫時休憩します。

午後2時09分　休　憩

午後2時09分　開　議

○委員長 　では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第22号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号 平成29年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長 　では、続いて、議案第23号 平成29年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 　議案第23号につきまして御説明申し上げますので、議案書の171ページをお願いいたします。

平成30年議案第23号 平成29年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成29年度江南市の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億6,431万8,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

はねていただきまして、172ページに「第1表 歳入歳出予算補正」、173ページから175ページには歳入歳出補正予算事項別明細書を掲げさせていただいておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

続きまして、176ページ、177ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入でございます。

9款1項2目はその他繰越金で、152万8,000円の補正をお願いするものでございます。

補正予算の内容につきましては、歳出により御説明申し上げますので、178ページ、179ページをお願いいたします。

10款1項1目は償還金及び還付加算金で、補正予算額は152万8,000円でございます。

内容につきましては、179ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

特定健康診査・特定保健指導事業の過年度国庫支出金返納金支払事業におきまして、平成28年度分の国庫支出金の精算に伴う返納金55万5,000円の補正をお願いするものと、過年度県支出金返納金支払事業におきまして、平成28年度分の県支出金の精算に伴う返納金97万3,000円の補正をお願いするものでございます。

以上で、議案第23号の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後2時12分 休憩

午後2時12分 開議

○委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第23号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

では、暫時休憩します。

午後 2 時15分 休 憩

午後 2 時29分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第26号 平成30年度江南市一般会計予算

第 1 条 歳入歳出予算のうち

健康福祉部

教育委員会事務局

の所管に属する歳入歳出

第 3 条 債務負担行為

第 4 条 地方債のうち

災害援護資金貸付事業

スポーツセンター建設事業

○委員長 続いて、議案第26号 平成30年度江南市一般会計予算、第 1 条 歳入歳出予算のうち、健康福祉部、教育委員会事務局の所管に属する歳入歳出、第 3 条 債務負担行為、第 4 条 地方債のうち、災害援護資金貸付事業、スポーツセンター建設事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくをお願いします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらよろしくをお願いします。

○高齢者生きがい課長 それでは、高齢者生きがい課所管の当初予算につきまして説明いたしますので、予算書の22、23ページをお願いいたします。

まず初めに、歳入でございます。

下段の11款 1 項 1 目民生費負担金、1 節社会福祉費負担金、高齢者生きがい課の老人ホーム措置費負担金でございます。

次に、24、25ページをお願いいたします。24、25ページ下段でございます。

12款 1 項 2 目民生使用料、1 節社会福祉使用料の高齢者生きがい課の老人福祉センター目的外使用料（電柱）以下 3 件でございます。

次に、32、33ページをお願いいたします。32、33ページ中段でございます。

12款2項2目民生手数料、1節社会福祉手数料、高齢者生きがい課の事業者指定手数料及び事業者指定更新手数料でございます。これは、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定申請及び指定更新について、平成30年4月1日以降の受け付け分より手数料を徴収するものでございます。

次に、34、35ページをお願いいたします。34、35ページ中段でございます。

13款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金、高齢者生きがい課の低所得者保険料軽減負担金でございます。

次に、少し飛ばしていただいて、42、43ページをお願いいたします。

14款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金、高齢者生きがい課の低所得者保険料軽減負担金でございます。

次に、44、45ページをお願いいたします。

14款2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金、高齢者生きがい課の社会福祉法人利用者負担軽減対策事業費補助金と老人クラブ助成費補助金でございます。

次に、少し飛んでいただいて、52、53ページをお願いいたします。

52、53ページ、15款1項1目財産貸付収入、2節使用料及び賃借料、高齢者生きがい課の老人福祉センター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、58、59ページをお願いいたします。58、59ページ下段でございます。

19款5項2目11節雑入、高齢者生きがい課の緊急通報システム実費徴収金でございます。

大きく進んでいただきまして、162、163ページをお願いいたします。

次に、歳出に移ります。

162、163ページ中段でございます。

3款1項1目高齢者福祉費でございます。

163ページ、説明欄の人件費等から171ページ中段、特別敬老事業までの20事業でございます。

このうち主な新規変更事業につきましては、167ページをお願いいたします。167ページ中段でございます。

高齢者住環境改善助成事業の集合住宅住み替え助成費でございます。これは、新たにエレベーターのない2階以上の集合住宅にお住まいの日常生活に支障のある高齢者の方に対し、引っ越し費用の助成をするものでございます。

次に、169ページをお願いいたします。中段でございます。

高齢者教室事業でございます。これは、生涯学習課で実施をしておりました高齢者教室の実施を高齢者生きがい課へ移管するものでございます。市内5地区におきまして、おおむね60歳以上の方を対象に教室を開催するものです。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

○森委員　最初に、集合住宅住み替え助成費ということで、12万円が限度額ということなんですけれど、1つだけちょっと確認したいんですけど、例えば生活保護を受けている家庭の方で、どうしてもという、生活保護に合致すると生保のほうからも出るんですけど、こちらからも出るのか、あるいは優先順位でいくと、例えば、ただ5階から1階に移りたいということの中で、この制度を使うことができるかどうか、その辺はどうでしょう。

○高齢者生きがい課長　今回の住み替え助成費の対象世帯でございますが、市内に住所を有し、日常生活に支障のある65歳以上の高齢者及び障害者、市内のエレベーターの設置されていない集合住宅の2階以上に居住している者、そして生活保護法による受給者でない者、本人及びその同居の家族の住民税が非課税の者という条件がございますので、生活保護法による受給者でない者という条件に当てはまってまいります。

○森委員　時々最近聞かれるんですけど、その非課税世帯かどうかというのが非常に大きなところで、期待を持って聞かれるんですけど、非課税世帯ないとだめなんですよと言うと、そうかあと言って、極めて残念に、対象にならないというケースがあって、もう一つはやっぱり生保の方で、生保の場合はかなり基準が厳しいものだから、その辺でどうかなあと思ったんですけど、わかりました。

それから、その同じところで、地域見守りネットワーク事業ということで、これは基本的には何もないんですけど、実際に今地域でいろいろボランティアの人たちが見守りの活動を始めてきていると思うんですけども、そういうものに対する支援だとか、そういうのはこの予算からは何も出てこないんですけど、高齢者生きがい課としてはそういう支援というのは特に何かない。ほかのところで予算化されているということであればいいんですけど。

○高齢者生きがい課長　こちらの地域見守りネットワーク事業に充てております予算は、権利擁護部会の委員への謝礼及び民生委員の研修会等を行う折の会場借り上げ料でございますので、委員が言われます見守りで地域でやっていらっしゃる活動に対しましては、こちらの事業では予算のほうは充てておりません。

今後は3包括の3圏域で行ってまいります地区でのそれぞれの3圏域での見守り体制の構築というところに生活支援コーディネーター及び包括支援センターの委託料等、そちらのほうの委託料でもって見守り体制の強化に当たるということでございます。

○森委員　ちょうどこの間お願いしたところなんですけど、例えばひとり暮らしの高齢者については、救急キットなんかで、今、例えば江南団地のそういうグループの人たちがひとり暮らしの人のところを訪ねて、救急キットを、訪ねていっても何も手ぶらで行くわけにいかないの、こういう制度があるけどどうですかと言いながら回るということなんですけど、こういう予算というのはどこから出てくるんですか。

○高齢者生きがい課長　現在配付をしております救急キットに関しましては在庫がございますので、新たに予算でもって購入をしているという状況ではなく、在庫を順次配付しているという状況でございます。

○森委員　あと、これがいいのかどうかということなんですけど、敬老会ですよね。171ページで去年から始めた敬老会と結婚50周年を一緒にやるということで、これを見ていたら、8020の表彰式もこの日にやると。これは健康づくり課のほうですけど、何か一まとめにしてという思いがするんで、いいんだろうかと思うんですけど、まずそれぞれの敬老会の対象者数、結婚50年の対象者数というのは、これはこれからですけど、大体何人ぐらいか。

それから記念品というのは別々に出すと思うんですけど、記念品の予算が何か100万円ほどですけど、これは50周年と敬老会とどういうふうになるんでしょう。

○高齢者生きがい課長　　まず、75歳到達者に対しまして敬老会の案内状を送付しております。予定しております人数は1,405名でございます。

あと結婚50年お祝い式につきましては、申込者に対して実施をしております。予定しておりますのが100組でございます。

記念品につきましては、1,000円相当のお菓子をそれぞれにお配りする予定でございますが、50年のお祝い式の方に配付する内容と、75歳の敬老会の方に配付するものは別のもので、予算は一緒の予算でございます。

実際に配付します全員の方が受け取りにいらっしゃるという状況ではございませんので、例年の実施率で来年度の配付率は85%で見積もっておるという状況です。以上です。

○森委員　　50年って、今まで銀杯だったか何かそういうのを渡していたと思うんですけど、それはもうやめたんですか。

○高齢者生きがい課長　　平成29年度から廃止をしております。

○森委員　　実際問題として、こういう形でやる方がいいのかどうかということについては、皆さん参加者とかの感想はどうなの。アンケートをとった。

○高齢者生きがい課長　　今年度、平成29年度より合同で実施をいたしましたので、当日来ていただいた方及び各支所、市役所の窓口の後日いらっしゃった方に対しましてアンケートを実施いたしましたところ、おおむね今年度の実施方法で特に御不便はないというような結果となったことから、来年度も同様に実施をしてまいる予定でございます。

○森委員　　金婚式というのは特別な思いがあると思うんで、ちょっと敬老会と一緒にしていかげなもののかなあという思いはまだありますけど。

○委員長　　ほかに質問はありませんでしょうか。

○河合委員　　同じ169ページの老人クラブの件でちょっとお聞きしたいんですけど、もうこれ、昨年9月も何度も老人クラブの補助金について質問しておって、9月には前向きに検討していただけるという返事をいただいたんですけど、どういった方式に変えられるんですかね。それぞれの単位クラブが

ありますよね。今までは大きくても小さくても同じ金額で、1人当たり100円かな、幾らだと決めていましたね。今年度はどういうふうになりますか。

○高齢者生きがい課長 平成30年度に当たりましては、現在、補助金の内容の見直しを図っております。単位クラブ当たりの固定金額を下げ、1人当たりの補助金額を上げるというところで、一律の固定金額ではなく、会員数に応じて多少金額の差をつけるということで、現在まだ検討中でございます。

○河合委員 じゃあ、今の返事だと、多少差をつけるということだけど、1クラブ当たりの基本金というのか、共通の金額は変わらない。1人当たりの金額を変えるということ。それとも1クラブ当たりの、今までだと共通の金額がありましたね、5万何がしという。それはどうなるんだろう。それはいつ決めるんですかね。

○高齢者生きがい課長 既に老人クラブの会長会のほうには、ただいまこの方針で来年度に向けて市が検討しておりますということでお話しさせていただいております。

あと、固定金額、現在1クラブについて4,800円という、1クラブに当たり4,800円掛ける12月という金額がございますが、この4,800円につきまして、先ほど申し上げたように、そのクラブの規模に応じて多少金額の差を。

○高齢者生きがい課主幹 訂正させていただきます。

4,800円月額を下げるんですけれども、それは固定金額ということで各団体同じ金額にさせていただこうと思っております。そのかわり、その各団体の所属するクラブ員数に応じて変えるというふうに、今検討させていただいてまして、最終調整の段階でございますので、今、明確な答えはできませんが、なっております。

○河合委員 わかりました。じゃあ、1人当たりの差をつけるということですか。今までは月4,800円掛ける12カ月で5万幾らだったのを、ここを変えて少なくして、1人当たりの金額を上げると。だけど、その1人当たりの金額はクラブの加入者によって多少ふやしたり減らしたりするよということですよ。

それは今、老人クラブの連合会へ提示してみえるもんで、その結果で、今月中にはほぼ決まるのかな。

○高齢者生きがい課主幹 おっしゃるとおりです、今月中には決まりますので、よろしくをお願いします。

○河合委員 じゃあ、首を長くして待っています。

○高齢者生きがい課主幹 はい。

○委員長 ほかに質問ありませんですか。よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、続いて子育て支援課について審査をします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○子育て支援課長 初めに、こども政策課の平成30年度一般会計予算について御説明申し上げます。

予算書の22ページ、23ページの最下段をお願いいたします。

こども政策課所管の歳入でございます。

11款1項1目2節児童福祉費負担金のこども政策課分、母子生活支援施設措置費負担金でございます。

28ページ、29ページの中段をお願いいたします。

12款1項5目3節都市計画使用料のこども政策課分、コミュニティ・プール使用料でございます。

34ページ、35ページの中段やや上をお願いいたします。

12款2項7目1節教育総務手数料の放課後児童健全育成事業手数料でございます。

同じページの下段、13款1項1目2節児童福祉費負担金のこども政策課分、児童扶養手当支給費負担金初め3項目でございます。

36ページ、37ページの下段をお願いいたします。

13款2項2目2節児童福祉費補助金のこども政策課分、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金初め2項目でございます。

40ページ、41ページの中段やや上をお願いいたします。

13款4項2目1節児童福祉費交付金のこども政策課分、子ども・子育て支援交付金でございます。

同じページの最下段、13款4項5目1節教育総務費交付金の子ども・子育て

て支援交付金でございます。

42ページ、43ページの中段をお願いいたします。

14款1項1目2節児童福祉費負担金のこども政策課分、児童手当費負担金初め2項目でございます。

44ページ、45ページの最下段をお願いいたします。

14款2項2目2節児童福祉費補助金のこども政策課分、地域子ども・子育て支援事業費補助金初め2項目でございます。

48ページ、49ページの上段をお願いいたします。

14款2項6目1節教育総務費補助金のこども政策課分、放課後子ども教室推進事業費補助金初め2項目でございます。

同じページの中段やや下、14款3項2目1節児童福祉費委託金の母子父子寡婦福祉資金事務委託金でございます。

52ページ、53ページの中段をお願いいたします。

15款1項1目2節使用料及び賃借料のこども政策課分、交通児童遊園自動販売機設置場所貸付収入でございます。

54ページ、55ページの下段をお願いいたします。

17款2項1目1節基金繰入金のこども政策課分、江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

62ページ、63ページの中段やや上をお願いいたします。

19款5項2目11節雑入のこども政策課分、子育て短期支援利用料でございます。

次に、歳出でございます。

198ページ、199ページの上段をお願いいたします。

こども政策課所管の歳出でございます。

3款2項1目こども政策費を212ページ、213ページの中段までに掲げております。

飛びまして、330ページ、331ページの上段でございます。

8款4項3目木賀公園コミュニティ・プール費でございます。

また少し飛びますが、382ページ、383ページの上段をお願いいたします。

10款1項3目放課後児童費を384ページ、385ページの中段までに掲げてお

ります。

続きまして、保育課所管の平成30年度一般会計予算について御説明申し上げます。

予算書の22ページ、23ページの最下段をお願いいたします。

保育課所管の歳入でございます。

11款1項1目2節児童福祉費負担金の保育課分、保育所保育料でございます。

26ページ、27ページの上段をお願いいたします。

12款1項2目2節児童福祉使用料の保育課分、児童施設目的外使用料でございます。

32ページ、33ページの中段をお願いいたします。

12款2項2目2節児童福祉手数料の延長保育手数料でございます。

34ページ、35ページの最下段をお願いいたします。

13款1項1目2節児童福祉費負担金の保育課分、子どものための教育・保育給付費負担金でございます。

36ページ、37ページの下段をお願いいたします。

13款2項2目2節児童福祉費補助金の保育課分、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金初め3項目でございます。

40ページ、41ページの中段やや上をお願いいたします。

13款4項2目1節児童福祉費交付金の保育課分、子ども・子育て支援交付金でございます。

42ページ、43ページの中段やや下をお願いいたします。

14款1項1目2節児童福祉費負担金の保育課分、子どものための教育・保育給付費負担金でございます。

46ページ、47ページの最上段をお願いいたします。

14款2項2目2節児童福祉費補助金の保育課分、施設型給付費補助金初め4項目でございます。

54ページ、55ページの下段をお願いいたします。

17款2項1目1節基金繰入金の保育課分、江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

58ページ、59ページの上段をお願いいたします。

19款5項2目5節保育園給食費徴収金の3歳以上児主食代実費徴収金初め2項目でございます。

62ページ、63ページの中段をお願いいたします。

19款5項2目11節雑入の保育課分、児童福祉等実習指導委託費でございます。

次に、歳出でございます。

212ページ、213ページの下段をお願いいたします。

保育課所管の歳出でございます。

3款2項2目保育費を222ページ、223ページの中段までに掲げております。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○森委員　199ページに子ども・子育て支援推進事業で230万円あるんですけども、この中の臨時職員等賃金ってこれは何をするんですか。これ、さっきやった子ども・子育て会議の費用だと思うんですけど、ここに共済費だとか賃金だとかが出ていて、何をするんだろうと思ったんですが。

○子育て支援課長　平成30年度からのこども政策課のグループ体制のほうを、ちょっと先に御説明させていただきたいと思います。

まず、子育て推進グループというグループを新たに設けさせていただく予定でございまして、この中で先ほどの子ども・子育て会議の内容を所管する以外に、新たに子育て推進事業の全般的なことをこのグループで行うものでございまして、そこに1名臨時職員を配置するという内容でございます。

そのほかには、現在あります子育てセンターグループ、児童館グループ、これは交通児童遊園のほうで今あります。それとあと、児童手当関係をしております児童家庭グループということで、こども政策課は4グループということで、来年度体制をとらせていただく予定でございます。

○森委員　わかりました。

○委員長　ほかに質問はありますか。どちらの課でも構いません。

○河合委員　219ページ、保育のほうで中段に保育士研修事業とありますよ

ね。例えばどんなことを、誰が対象で、どういった内容の研修をやってみえるのかちょっとお尋ねします。

○子育て支援課長指導保育士 園長、園長代理、10年以上と経験年数に応じた研修をまずしております。それからあと、市のほうで講師を呼んで、大学の先生等を呼んでの研修も開いたり、あとは国から県に依頼された県の保育士会がありまして、そちらからの研修であります。それが交通費等を市のほうに負担していただいて、皆さん参加するということです。

なるべく公平にということで、年々の誰が参加したかの統計をとりまして、皆さんに参加していただくということで参加していただいています。

○河合委員 じゃあ、例えば新しく入った人も対象になりますか。今、10年以上とか言われたけど。

○子育て支援課長指導保育士 はい、おっしゃるとおりでございます。新任の保育士の研修も、まず5月、6月にあります。

○河合委員 1度、何年か前かちょっと忘れちゃったけど、講師の紹介をさせていただいたんです。何の講師だというと、運動、保育園の園児のこういう運動をすると子供は元気に育つよという講師を御紹介した覚えがあるんですけど、一向に実施されないんですけど、何でかなあと。3年前か4年ぐらい前に、いい講師が見えて、実は私、スポーツ少年団をやっておるものですから、指導者を対象にやったんです。非常にいい先生で、特にその先生は岐阜の保育園か幼稚園か運営してみえて、その先生を呼ぶと、本当に元気な子供が健康に育つんじゃないかなということで紹介をさせていただいたんですけど、お金もかかるんだけど、一度どうでしょう、検討してほしいなあとということで。

○子育て支援課長指導保育士 紹介していただいて、去年、おととしと2年続いて来ていただきまして、江南市の予算の中で。ありがとうございました。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

○森委員 じゃあ、保育関係のほうで、33ページが入ってくるほうやね。723万円という延長保育なんですけど、実際にさっき見せていただいた中に延長保育の何かについても、これは減免ができる。新しい制度ができるとい

うことでいいですか。

○子育て支援課長 延長保育の手数料でございますが、これは平成30年につ
きましても従来どおりということで変更はございません。

○森委員 変わるのは何でしたっけ、さっき。

○子育て支援課長 学童の減免のほうを今回見直させていただくというこ
とで、またこちら委員協議会のほうで内容について御報告させていただきます
ので、よろしくお願いいたします。

○森委員 それから、保育園の現在の入園の状況というのは何人。これも23
ページに保育所保育料ということで4億4,553万7,000円とあるんですけど
も、現在の入園の申し込み状況はどうなっているんでしょうか。

○子育て支援課長 こちらのほうも委員協議会のほうで、平成30年度の保育
所入所状況ということでまた御報告はさせていただきますが、2月末の時点
で、入所決定で通知した園児の人数で申し上げますと、グレイス、18園に認
定こども園の1園を足しまして、1,896名の方に入園の決定通知というこ
とで送らせていただいております。

○森委員 そうすると、今、その後で聞こうと思ったんですけど、認定こ
ども園グレイスというんですか、江南第2幼稚園の。それだけでいくと何人、
1,896人のうち。

○子育て支援課長 江南第2幼稚園が認定こども園グレイスに移行するわけ
でございますけど、グレイスのゼロ歳から5歳の合計の入所決定は44名とい
うことで。

○森委員 このもう少し細かいやつは協議会のほうで出てくるわけやね。

○子育て支援課長 こちらのほうは保育課のほうの所管でございます。グレ
イスの、要するに1号認定というのが保育の必要性のないお子様というこ
とで、今お伝えした44名というのは、保育の必要のある2号、3号の人数で
ございます。

なお、幼稚園の1号として入る定員のほうですけど、こちらのほうは150
名ということになっておるということでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

○森委員 あと、221ページの保育園の調理室の空調機設置工事、小鹿保育

園外とあるんですけど、どことどこでしょう。

○子育て支援課長 全部で4園ということでございます。小鹿保育園、あと宮田南保育園、藤里保育園、古知野東保育園の4園でございます。

○森委員 宮田南なのね。

○子育て支援課長 宮田南でございます。

○森委員 それで、そうすると4園で500万円、調理室については個別の空調ということでもいいですか。

○子育て支援課長 この工事で行う内容といたしましては、調理室だけの空調の個別の空調ということでございます。

○森委員 これはそれだけで。

そうすると、あとできていないところはどこになりますか。

○子育て支援課長 平成29年度からこちらの調理室の空調のほうの改修を進めておりまして、平成31年度で一応全園個別の調理室の空調が完了するというところでございます。平成31年度に予定しておりますのが、あずま保育園、古知野中保育園、中央保育園、古知野南保育園の4園でございます。

○森委員 それで終わりだね。はい、わかりました。本当、これで皆さんちょっと息がつけると思います。

215ページの臨時職員等賃金ですけど、3億4,748万4,000円ってかなりの大きい金額ですけど、この中でいわゆるクラス担任の保育士は何人が予定されていて、全体の何割、何%になるんですか。

○子育て支援課長 クラス担任のパート職員等でございますが、62名でございます。

○森委員 これがクラス担任に当たる人ですね。それで何人中何人になるんですか。本来なら。

○子育て支援課長 クラス担任の保育士が166名がクラス担任として保育士が必要なところで62名でございます。

○森委員 これはちょっとやっぱり大きいなあ。

もう一点、その職員賃金の関係で、211ページに児童館活動事業の中で臨時職員等賃金とあるんですけど、児童館ってキッズサポートに指定していると思うんですけど、何でこれだけのが出てくるかなあと。学供なんかの人の

あれですか。

○子育て支援課長　こちらの臨時職員というのは、交通児童遊園、あと草井学供、あと古知野北学供、こちらのほうで児童館活動を行っておりますので、そちらの職員でございます。

○森委員　わかりました。

もう一つ、学童保育の関係のこれについては、全体の申し込み状況をこれも知りたいんですけど、特にその中で学年別でどのくらいの申し込みが来ているか、それと長期休暇のみの利用でどのくらい来ているか。

○子育て支援課長　平成30年度の1月末現在の状況で申し上げます。

まず、通年利用のお子様で、1年生が287名、2年生が251名、3年生が213名、4年生が134名、合計が885名でございます。

次に、学校休業日の登録でございます。1年生が70名、2年生が66名、3年生が63名、4年生が83名、合計が282名でございます。

通年利用と学校休業日の登録を合計しますと、1,167名の申し込みでございました。

○森委員　そうすると、その長期休暇のときだけの臨時保育士というか職員の方の手当てもしていかなきゃいけないと思うんですけど、その辺のところは大丈夫ですか。そのときだけという。

○子育て支援課長　こちらの臨時職員の賃金のほうには、今、委員が言われました長期の学校休業日の加えて配置する職員の賃金も含まれているものがございます。

○森委員　ぜひこの特に長期の方については、手数料が緩和されますよというようにしっかりとPRをしていていただきたいというふうに思います。

それからそのことについてのアンケートなんかもとってもらいたいかなあというふうに思います。

それからもう一点、今度はこの放課後子ども総合プラン事業も、これはこども政策課の事業になるんですね。これはまだ未実施のところがあるわけなんですけど、これについての……。これは向こうでやるの、議論は。きょうはない。

○委員長 後からやるので。

○健康福祉部長 後から、教育課に変わったので。

○森委員 わかりました。はい、結構です。

○委員長 ほかありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、続いて福祉課について審査をします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 それでは、御説明をいたします。

まず初めに、歳入から御説明をいたしますので、予算書及び予算説明書の24ページ、25ページの下段をお願いいたします。

福祉課及び、来年度から生涯学習課所管となる部分の歳入でございます。

まず初めに、12款1項2目1節社会福祉使用料のうち、福祉課所管のわかき園目的外使用料（駐車場）から在宅障害者デイサービス施設目的外使用料（駐車場）までの3項目でございます。

そのすぐ下になりますけれども、生涯学習課所管の学習等供用施設使用料から、はねていただきまして27ページ上段の学習等供用施設目的外使用料（駐車場）までの4項目でございます。

3枚はねていただきまして、32ページ、33ページの中段をお願いいたします。

12款2項2目1節社会福祉手数料のうち、福祉課所管の在宅障害者地域活動支援センター事業手数料でございます。

はねていただきまして、34ページ、35ページの中段をお願いいたします。

13款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、福祉課所管の特別障害者手当等給付費負担金から障害者自立支援医療給付費負担金までの4項目でございます。

はねていただきまして、36ページ、37ページの最上段をお願いいたします。

3節生活保護費負担金の生活保護医療扶助費負担金から生活困窮者自立相談支援事業費負担金までの10項目でございます。

同じページの中段やや下をお願いいたします。

13款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、福祉課所管の地域生活支援事

業費補助金でございます。

はねていただきまして、38ページ、39ページの最上段をお願いいたします。

3節生活保護費補助金の生活保護費補助金でございます。

同じページの下段をお願いいたします。

13款3項2目1節社会福祉費委託金のうち、福祉課所管の特別児童扶養手当支給事務費委託金でございます。

はねていただきまして、40ページ、41ページの最上段をお願いいたします。

2節生活保護費委託金の支援相談員配置経費委託金でございます。

はねていただきまして、42ページ、43ページの上段をお願いいたします。

14款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、福祉課所管の障害者自立支援給付費負担金から障害者自立支援医療給付費負担金までの3項目でございます。

同じページの下段をお願いいたします。

3節生活保護費負担金の生活保護費負担金及び行旅死亡（病）人取扱費負担金でございます。

続きまして、その下の4節災害救助費負担金の災害弔慰金負担金及び災害障害見舞金負担金でございます。

はねていただきまして、44ページ、45ページの中段をお願いいたします。

14款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、福祉課所管の特別障害者手当等支給費補助金から軽度・中等度難聴児補聴器給付費補助金までの7項目でございます。

2枚はねていただきまして、48ページ、49ページの下段をお願いいたします。

14款3項2目2節生活保護費委託金のホームレス実態調査交付金でございます。

はねていただきまして、50ページ、51ページの上段をお願いいたします。

14款4項1目1節生活保護費交付金の社会保障生計調査交付金でございます。

はねていただきまして、52ページ、53ページの上段をお願いいたします。

15款1項1目2節使用料及び賃借料のうち、生涯学習課所管の3項目の真

ん中にございます学習等供用施設自動販売機設置場所貸付収入でございます。

はねていただきまして、54ページ、55ページの上段をお願いいたします。

16款1項2目1節社会福祉費寄附金の寄附金でございます。

続きまして、同じページ中段の17款2項1目1節基金繰入金のうち、福祉課所管の江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

2枚はねていただきまして、58ページ、59ページの下段をお願いいたします。

19款5項2目10節電話料収入のうち、生涯学習課所管の電話使用料（学習等供用施設）でございます。

続きまして、同じページ最下段の11節雑入のうち、福祉課所管の障害児通所給付事業利用料及び、はねていただきまして、61ページ最上段の心身障害者小規模授産事業給食費徴収金でございます。

はねていただきまして、62ページ、63ページの下段をお願いいたします。

20款1項2目1節災害救助債の災害援護資金貸付事業債でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出について御説明をいたしますので、170ページ、171ページの中段をお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費を170ページ、171ページ中段から184ページ、185ページの最上段にかけて掲げております。

少しはねていただきまして、192ページ、193ページの中段をお願いいたします。

3款1項4目福祉活動費を192ページ、193ページ中段から、はねていただきまして、194ページ、195ページの下段にかけて掲げております。

続きまして、そのすぐ下になりますが、生涯学習課の所管となります3款1項5目学習等供用施設費を194ページ、195ページ下段から196ページ、197ページ最下段にかけて掲げております。

少しはねていただきまして、226ページ、227ページの中段をお願いいたします。

3款3項1目生活保護費を226ページ、227ページ中段から230ページ、231ページの上段にかけて掲げております。

そのすぐ下、230ページ、231ページの中段には、3款4項1目被災者支援費を最下段にかけて掲げております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

○森委員　173ページに地域福祉活動基盤づくりのための地域課題等の把握ということでシンポジウムを開くということが書いてあるんですけど、この開催の時期だとか、どういう内容でやるのか、この地域福祉計画を策定したわけですけど、それとの関係はどうなるのか教えてください。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　地域福祉活動推進事業についてでございますけれども、全員協議会のほうでお諮りをしましたとおり、地域福祉計画を今年度策定するものでございまして、こちらの推進のために行う事業でございます。

お尋ねの地域福祉活動の基盤づくりのための地域課題等の把握のために行います事業といたしましては、まず各小学校区10校区で2回ほど地域の福祉活動に携わっておられる方に集まっておきまして、懇談会を開きたいと思っています。10校区で年に2回ほど懇談会を開きまして、地域の課題についていろいろ御議論をいただきたいと思っております。

それから、今年度も実は行ったんですけども、地域福祉推進シンポジウムという形で講師の方をお招きしたり、それから福祉活動に携わっておられる方のパネルディスカッションをやるなどで、1回地域福祉推進シンポジウムというものを開催したいと考えております。

○森委員　特に地域で小学校区ごとに開いていくというのはすごく大事なことなんですけど、ただそれをやっていく上では、その地域のリーダーとかまとめ役とか、そういうものが次へつなげていく上では非常に大事なんだよね。どういうふうに考えてみえるんですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　地域のリーダー、コーディネーター的な方の役割というのは非常に今後大切なものになってくるだろうというふうには考えております。

現時点で具体的な案といったものは持ち合わせておりませんが、今

後この懇談会などを開催していく中で、また計画を推進していく中で、こうしたリーダーの方の養成といったものについても考えてまいりたいと思っております。

- 森委員　これからのためにはそこのところが一番大事だと思うので、ぜひしっかりとやっていただきたいと思います。

次のページの自殺対策事業ですけれども、この委託料でシステム運営管理委託料というのがあるんですけど、具体的にこれがどういうものなのかということと、相談員という方は、今どういう方になっていただいているんでしょうか。

- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　委託料のシステム運営管理委託料についてでございますけれども、こちらは現在江南市のホームページを見ていただきますと、「こころの体温計」というサイトへ飛べるようなリンクが張ってあります。御自分で今の自分の精神状態を設問に答えていくことによってセルフチェックができるようなシステムになっておりまして、こちらのシステムの維持と管理といったところでこの9万5,000円の委託料が発生するものでございます。

それから、相談員の謝礼というところでございますけれども、現在、地域情報センターのほうで毎月第3火曜日だったかと思っておりますけれども、「こころの相談」をやっております。相談員の方は布袋病院のケースワーカーの方でございます、精神保健福祉士の資格を持った方が相談に当たっていただいておりますというところで、その謝礼といたしまして5,000円の12月分、6万円を計上しておるということでございます。

- 委員長　ほかいかがでしょうか。
- 森委員　183ページにわかくさ園の事業の中で、花壇の撤去工事というのがあるんですけど、何で撤去しちゃうのという率直な疑問ですけど。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　わかくさ園には、実はアスファルトの舗装がされた駐車場がございますけれども、そちらの東側のスペースに砂利敷きのところに職員が駐車スペースとして使っておるスペースがあるんですけども、そちらに少しまだ花壇が残っておりまして、スペースとして非常に車が転回したりとかそういったところが非常に狭いと、使い勝手が悪い

というところがございますので、そちらの花壇の部分を撤去いたしまして駐車スペースを広げて利便性を高めるというような目的でこの工事費を計上しておるものでございます。

○森委員　　そうすると、直接その花壇、景観とかそういうものには直接的には影響はないというか、利用する人たちがみんな車で来るもんだから、子供を乗せて、そういう意味ではわかりました。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　園舎前にはまだ花壇が残りますので、そちらのほうはまだ残すということでございます。

○委員長　　ほかにいかがでしょうか。

○森委員　　生活保護の関係で、227ページの中で教育扶助ということで26人今あるんですけど、これ、年齢なんてわかりますか。わかればいいんですけど。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　正確にこの26人分というのは予算で見ている数字ではございますけれども、現在の生活保護受給世帯の子供が何人いるかというところで申し上げますと、小学生のほうが現在14人、それから中学生が8人、それから高校生が11人、それから就学前の子供さんが6人おられますけれども、この6人のうち4人は4月から就学をされるということでございます。

○森委員　　こういう方たちに対する教育支援というところで、この間一般質問で聞いたときには、社協なんかともという話だったんですけど、あちこちでやっぱり社協に委託をするなりして、教育支援サポーターを養成して学習サポーター、やっぱりこういう方、この生活保護受給者などに特化する形で支援をする、そういう事業が始まっているんですけども、その辺の必要性というようなものについて、実際にこれをどういうふうに進めていこうかというようなことについて、何か考えはありますか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　山議員さんの一般質問などでも少し答弁をさせていただいたところでございますけれども、子供の貧困対策といったところで学習支援といったところになるんですけども、現在、どういった手法でやるのが効果的かというところで、先進の事例などを見ましても、最初は来るんだけど、最終的に来なくなってしまうとか、そういった事例も

聞いておりますので、効果的にやれるような方法を、今まだ研究をしておる段階でございますが、答弁でも申し上げましたが、早期に実現ができるように、今後も検討してまいりたいと考えております。

○森委員　ぜひ、これだけではなくて、いわゆる貧困対策の中で総合的にやってもらい、場合によっては就学援助を受けている子供たちにもちょっと広げる形でやるのか、その辺のところはまだまだちょっと研究が必要だと思うんですけども、ぜひできるだけ早い時期に方向づけをしていただきたいと思っております。

それからもう一点、生活保護費の減額ということで、この間の一般質問のときには、まだ国からきちんとしたものが来ていないからはっきりわからないということだったんですけど、その辺がその後来たかどうかということと、特に母子加算が減額をされるということで、母子家庭が十何世帯あったかと思うんですけど、その辺の影響はどういうふうになるか伺っておきたいんですが。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　一般質問の答弁をさせていただいておりますので、まだ国のほうからは正式なものとは通知が出ておりませんので、この江南市含む3級地-1という地域区分ですけれども、こちらの保護費がどうなっていくのかというところはまだ正式にはお答えができませんけれども、都市部に比べてこの地域といったものは影響が少ないのではないかというふうに考えておるところでございます。

○森委員　母子加算の関係はどうですか。2万円が1万7,000円ぐらいになると。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　現在、国のほうから示されております情報によれば、母子加算については減額になるというような形の情報が入っております。

○委員長　よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　では、質疑も尽きたようですので、続いて健康づくり課について審査をいたします。

暫時休憩します。

午後 3 時 44 分 休 憩

午後 3 時 53 分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて健康づくり課について、まず当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 それでは健康づくり課の所管を申し上げます。

初めに歳入を申し上げます。

予算書の32ページ、33ページの中段をお願いいたします。

12款 2 項 3 目 1 節保健衛生手数料の説明欄、健康づくり課所管の江南市休日急病診療所診療収入以下 3 項目でございます。

次に、36ページ、37ページの中段をお願いいたします。

13款 1 項 2 目 1 節保健衛生費負担金の説明欄、健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金でございます。

次に、40ページ、41ページの中段をお願いいたします。

13款 4 項 3 目 1 節保健衛生費交付金の説明欄、健康づくり課所管の子ども・子育て支援交付金でございます。

はねていただきまして、42ページ、43ページをお願いいたします。

下段の14款 1 項 2 目 1 節保健衛生費負担金の説明欄、健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金でございます。

次に、46ページ、47ページをお願いいたします。

上段の14款 2 項 3 目 1 節保健衛生費補助金の説明欄、健康づくり課所管の健康増進事業費補助金以下 4 項目でございます。

次に少し飛びまして、58ページ、59ページをお願いいたします。

58ページ、59ページ上段の19款 5 項 2 目 6 節健康診査等実費徴収金の説明欄、健康づくり課所管の健康診査実費徴収金でございます。

次に、はねていただき、61ページをお願いいたします。

61ページ上段でございます11節雑入の説明欄、健康づくり課所管の公衆衛生実習指導業務委託費以下 4 項目でございます。

以上が歳入でございます。

次に歳出を申し上げます。

232ページ、233ページをお願いいたします。

232、233ページ、4款1項1目健康づくり費でございます。232ページから247ページの保健センター維持管理事業までの合計12事務事業でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　こんなことを聞いてと思うんですけど、235ページの健康・教育の中で、一番下の健康の道ウォー筋グ運動普及とあるんです。今、例えば、足腰弱らん体操だとか、健康体操だとかいろいろやっているんですが、なかなかこのウォー筋グ運動が出てこないんだわね。今、どういう、私ももう随分、何年か前にやって、広めることをちょこっとやったことがあるんだけど、それっきりになっちゃっていて、あっ、まだやっているんだという失礼な話ですけど、どういう形で今、取り組んでいるのか。もしやるならもっと大々的に、この前私たち視察へ行ったときに、どこでしたっけ、視察の場所で体操をやらされたけれども、こういう体操に取り組んでますとって一緒にやったんですけど、何か地元でこういうことがなかなか、我孫子市だったっけ、我孫子市だ。地元で、よそへ行って体操をやっているもしょうがないので、せっかくそういうウォー筋グ運動を開発したので、もっと普及したほうがいいと思うんですけど、今どうなっているんですかね。

○健康づくり課長兼保健センター所長　ありがとうございます。

今、河合委員さんからおっしゃっていただきましたけれども、毎年、ラジオ体操を夏休み開始日に、般若区のほうへ呼ばれて朝一緒にラジオ体操とウォー筋グ運動をやっているというような活動も一つございます。団地のほうでもそういった取り組みをやっていただければ、喜んで出向かせていただきます。

あとほかにはと言われますと、私たち職員は、毎朝ラジオ体操のかわりに保健センターのほうでウォー筋グ運動をやらせていただいております。また、

市民に対しては、例えば健康よもやま塾だとか、サロン活動だとか、そういった機会に要請に応じて、こういったウォー筋グ運動の普及というのもしているところですよ。

また、メンバーが少し固定化しておりますことから、平成30年度にあっては新たなメンバーを募集し、ボランティアの養成というところも一つ考えておきまして、その件に関しては、広報等で今年度ずっと周知をしてまいったところでもございます。そういったところで、今でも積極的にウォー筋グ運動の普及をしたいと思っておりますので、どうぞ先生方もよろしく願いいたします。

- 森委員　　本当そうなんですよ。だっているんなことをやっているんだもん。それぞれの地域で、体操。だけど、やるならやっぱり、江南は江南らしい運動をやらなきゃいかんですけど、私自身ももう忘れちゃっていて、江南はこういうのつくったんだけどなという思いはあったんですけど。知らないよね、知らないと思う。だから、もうちょっと積極的にチャンスをつくって、広めてもらったほうがいいんじゃないかなと思います。

それから、さっきも言ったんですけど、237ページのこの8020ですけど、本当に9月の28日、これはどういう形でやるんですか。敬老会とみんな一緒くたにこの日にやっちゃおうという、この日に済ましちゃうという取り組みに見えちゃうんですけど。

- 健康づくり課長兼保健センター所長　　こちらについてはあした、実は委員協議会のほうで詳しく御説明をさせていただくつもりでございましたけれども、今御質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

平成29年度までは、いい歯の日でございます11月8日の直近の日曜日に市民文化会館の小ホールで式典を開催しておりましたけれども、表彰以外に、ほかに参加者に楽しみがない状況でございましたことから、同じ秋に開催がされます敬老会と結婚50周年お祝い式との合同開催を目指して、平成30年度にあっては同日開催を予定しております。

こちらのほうは小ホールで開催をさせていただきます。敬老会と結婚50周年お祝い会のほうは、大ホールのほうで開催をされます。敬老会と結婚50周年お祝い式の参加者の方には、とても元気な80歳や90歳の方を見ていただい

て、健康への意識づけというところもよい機会になると考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○森委員　　だけど、ダブっている人もいるでしょう、両方。75歳とは余りダブらないけど、金婚式とダブる人は結構あるんじゃない。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　将来的には、今、毎年受賞者がふえておりますので、現在一人一人に市長から表彰状のほうをお渡しさせていただいておりますけれども、こういったところも限界に来ると思っておりますけれども、平成30年度にあっては、一人一人お渡しを引き続いてしていきたいと考えているところがございますが、ですので、先ほども御説明をさせていただきましたけど、将来には合同開催、要は代表受領という形をとりたいと思っておりますので、平成30年度にあっては、時間をずらしてやらせていただくことを考えておりますので、すぐ隣でやっておりますので、そのタイミングになったら場所を移動していただくというようなところで考えております。

○東猴委員　　8020と敬老会が一緒になったと。これは健康フェスティバルと一緒にできない理由というのは何かあるんでしょうか。何かこの3つって同じですよ、要は健康ですよ。時間帯とかずらせば一気にできるんじゃないかと。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　健康フェスティバルにあっては、実は今、保健センターのほうで開催をさせていただいておりますけれども、こういった敬老会だとか、8020だとか、こういったものは、隣の文化会館のほうで開催をしております。健康フェスティバルの際に、例えば医師会のほうが講演会なんかをやったりもしておりますので、そうすると文化会館がかぶるというところもございますし、また、今でも駐車場の関係で非常に困っておりますものですから、なかなかそういったところもあって、合同というのは難しいと考えておりますが。

○委員長　　ほかに質疑はありませんでしょうか。

○森委員　　241ページの母子保健事業ですけれども、実際に今、新生児、生まれた子の全部の家の子供の訪問、母子保健、これかな、訪問をやっていると思うんですけれども、その辺の状況と、一番あれなのはその中

で発達支援ということで、できるだけ早くその辺のところを発見して、次につなげていくということが大事だと思うんですが、それから保育園なんかにつなげていくという、それを連携してやろうということで取り組みが進んでいるというふうには思うんですけれども、ちょっとその辺の取り組みを少し、今、現在どういうふうに行っているかちょっと教えてほしいんですけど。

- 健康づくり課長兼保健センター所長　まず、最初に赤ちゃん訪問の状況をお伝えいたしますと、こちらは4カ月までの新生児のところへお邪魔するといったところです。出生連絡で希望されたり、またハイリスクの方、また低出生児だとか、養育医療新生児などは保健師が伺っております。また、助産師も伺っておるんですけれども、こちらは出生連絡で助産師を希望されたり、第1子で出生連絡票の返信がなく、かつ母子手帳交付時のハイリスクの非該当の方にあっては、愛知県助産師会のほうに委託をする形で伺っております。さらに第2子以降でハイリスクの非該当者かつ職種の希望がない方にあっては、地域の身近なサポーターというところで、民生児童委員の方が訪問をさせていただいて、ほとんど、100%ではないですけれども、この赤ちゃん訪問のほうは実施しているようなところであります。

こちらの発達支援事業につきましては、例えば3歳児健診だとか、1歳半健診だとか、そういった機会におきまして、やはり専門家というか医師の診断が必要なところがございますので、そういったところでわかった方にあっては、保健師のほうでその後フォローをしていくと、またひよっこ教室などに参加をしていただくというような流れでなっております。

- 森委員　その赤ちゃん新生児訪問のほうですけど、この助産師や保健師さんが行くのはそれなりのリスクがあったり、第1子の場合だとかそういうことだったんですけど、実際にじゃあ民生児童委員が行く人というのは何人ぐらいになるんですか。私は全員助産師なり、そういう人が行っているのかと思っていたんですけど。

- 健康づくり課長兼保健センター所長　二、三割の件数でございます。人数でいきますと、平成28年度の実績ですが、対象者が711人に対しまして、保健師の実績が238人、助産師が315人、民生児童委員が124名、ちなみに合計しますと677名ということになりまして、利用率は95.2%でございます。

○森委員 問題は、この4.8%か、ここの部分がなかなか、実際にはいろいろ行き届いているかどうかというところで、問題が起きたときには、何か問題が起きるとこの辺のところから問題が起きてくるんで、何とか連絡がないようなところには直接訪問するとか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 訪問のほうは、今言ったパーセンテージなんですけれども、なぜ100%にならないかと申し上げますと、今、やはり里帰りが長くなっていると。また、障害をお持ちで産まれてくる子ども数が結構ありまして、この事業の対象が4カ月までなものですから、そういったところで訪問できないというケースで、全て今、副主幹のほうで申し上げましたとおり、状況というのは全部把握をしておるということでございます。

○委員長 ほかに質問よろしいでしょうか。

では、ほかに質疑よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて保険年金課について審査をします。

それでは当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 保険年金課の所管事項に属します歳入・歳出について御説明いたします。

歳入でございます。

予算書の34ページ、35ページをお願いいたします。

13款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、説明欄下段の国民健康保険基盤安定負担金でございます。

次に、36、37ページをお願いいたします。

下段13款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、説明欄下段の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金でございます。

次に、38、39ページをお願いいたします。

下段13款3項2目1節社会福祉費委託金のうち、説明欄下段にございます基礎年金等事務費委託金と協力連携事務費委託金でございます。

42、43ページをお願いいたします。

14款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、説明欄下段にございます国民

健康保険基盤安定負担金と後期高齢者医療保険基盤安定負担金でございます。

44、45ページをお願いいたします。

14款2項2目1節社会福祉費補助金であります。説明欄下段にございます後期高齢者福祉医療費補助金を初め6件でございます。

その下2節児童福祉費補助金のうち、母子・父子家庭医療費補助金初め4件でございます。

54、55ページをお願いいたします。

中段17款1項1目1節特別会計繰入金のうち、後期高齢者医療特別会計繰入金でございます。

58、59ページをお願いいたします。

19款5項2目雑入、4節医療費付加給付徴収金にあります高額療養費等徴収金でございます。

60、61ページをお願いいたします。

19款5項2目11節雑入のうち、上段にあります後期高齢者健康診査委託費と後期高齢者医療制度特別対策補助金でございます。

次に歳出でございます。

184ページ、185ページをお願いいたします。

3款1項3目社会保障費で185ページ説明欄の人件費等から192ページ、193ページの国民年金事業まで13事業でございます。

少し飛びまして、222ページ、223ページをお願いいたします。

中段3款2項3目医療助成費で223ページ説明欄の福祉医療費助成事業と、はねていただきまして、225ページ上段の子ども医療費助成事業でございます。

以上でございます。なお、補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　お願いをしておきたいんですけど、187ページに国民健康保険特別会計繰出金があります。それで、一番下のその他一般会計繰出金は、さらにこれが分かれていると思うので、これの明細を繰入金のほうで聞きますの

で、国保の特別会計のほうとも関連があるので、ちょっとわかるように資料を出していただきたいと思うんですけど、どうですか。

- 保険年金課長 では、特別会計の歳入までに準備をさせていただきます。
- 森委員 191ページが一番下の委託料、後期高齢者健康診査事業の後期高齢者等健康診査委託料で、8,528万7,000円なんですが、後期高齢者のほうから委託費として来るのが6,481万1,000円ですので、約2,000万円差額が出ます。それで、この差額は、市独自がこれに上乘せしているものではないかなと思うんですけど、その内容と、これの委託先を教えてください。
- 保険年金課長 項目の中でございますね。医師の診断の中で必要と認められた方だけが交付の対象とする項目がございますことから、差額が生じております。
- 森委員 そうすると、要するに精密検査が必要になった人の分を市が持たなきゃいかんということ。そんなことはないでしょう。そういうことなの。
- 保険年金課長 そういうことでございます。
- 森委員 そうすると、診査項目については、江南市が特に上乘せをしている、例えば血液検査だとか、上乘せをしている部分ってないですか。
- 保険年金課副主幹 広域連合から委託費としていただけるものは、先ほど課長が説明をしました、医師の必要と認めたものだとか、前年度の検査結果によるもので、必要と認められたものにつきましては、広域連合から委託費のほうがいただけます。それ以外は江南市のほうは全員全ての方に詳細項目も検査していただいておりますので、その部分は市の持ち出しという形になります。
- 委員長 あと、先ほど委託先という話もあったんですけど、これはどうですか。
- 保険年金課副主幹 委託先につきましては、健康診査を受けていただけるのが、市内の医療機関を決めさせていただいておりますので、そちらで受けていただいた後、国保連合会のほうや、個別で医療機関のほうに支払う委託料となっておりますので、市内45医療機関で健康診査のほうは受けていただけるようになっております。

あと、市のほうで個別で追加している検査項目も、クレアチニンの検査だ

とかは市のほうで検査項目として上げさせて、クレアチニンの検査については市のほうで上乘せをして検査をしていただいています。

○委員長　よかったですでしょうか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、続いて教育委員会事務局教育課について審査をします。

それでは当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長兼少年センター所長　教育課の歳入・歳出予算について御説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

初めに歳入でございます。

予算書の28ページ、29ページをお願いいたします。28ページ、29ページでございます。

28、29ページの最下段12款1項7目1節小学校使用料、その下2節中学校使用料、はねていただきまして、30ページ、31ページをお願いいたします。

30ページ、31ページ中段の4節保健体育使用料のうち上段にあります教育課分で、学校給食センター目的外使用料（電柱）ほか1件でございます。

続いて、少し飛んでいただきますが、38ページ、39ページをお願いいたします。38ページ、39ページ上段をお願いいたします。

13款2項4目1節小学校費補助金、その下2節中学校費補助金。

続きまして、少し飛びますが、46ページ、47ページをお願いいたします。46ページ、47ページ最下段をお願いいたします。

14款2項6目1節教育総務費補助金のうち教育課分で、放課後子ども教室推進事業費補助金ほか2件でございます。

続いて、50ページ、51ページをお願いいたします。50ページ、51ページ上段をお願いいたします。

14款3項7目1節教育総務費委託金。

はねていただきまして、52ページ、53ページ中段やや下をお願いいたします。

15款1項2目1節利子及び配当金のうち、下段にあります教育課分で、江南市横田教育文化事業基金利子ほか1件でございます。

はねていただきまして、54ページ、55ページ中段をお願いいたします。

17款2項1目1節基金繰入金のうち、中段にあります教育課分で江南市ふるさと応援事業基金繰入金ほか2件でございます。

58ページ、59ページをお願いいたします。58ページ、59ページ中段でございます。

19款5項2目9節学校給食センター給食費徴収金、その下、10節電話料収入のうち中段にあります教育課分で学校施設の電話使用料でございます。

続いて、60ページ、61ページをお願いいたします。60ページ、61ページの最下段をお願いいたします。

19款5項2目11節雑入のうち最下段の教育課分で、小学生平和教育研修派遣事業費負担分から、そして、はねていただきまして、62ページ、63ページの最上段、中学生海外研修派遣事業費負担金ほか3件でございます。

次に歳出でございます。

大分飛んでいただきますが、366ページ、367ページをお願いいたします。

366ページ、367ページの上段から、10款1項1目の教育支援費、そして飛びまして、376ページ、377ページ上段からの10款1項2目教育環境費まで、少し飛びますが、384ページ、385ページの下段の10款2項1目の小学校費、そして398ページ、399ページの上段からの10款3項1目中学校費、また少し飛んでいただきますが、444ページ、445ページをお願いいたします。

444ページ、445ページの下段から10款5項2目学校給食費でございます。

また、平成30年度から幼稚園に関する事業につきましては、教育課から保育課へ、そして放課後子供教室に関する事業は教育課からこども政策課へ、また少年センターなど青少年に関する事業につきましては、教育課から生涯学習課へ移管されます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

○森委員　給食の関係ですが、この前ちょっと伺って、給食に出た牛乳が残ったときに、今までは給食センターのほうまで持って帰って、そこで処分とか引き取ってもらうか、そういう処分の方法があったんだけど、新

年度から少し変わって、各学校で処理することになったということで、子供たちの見ている前で全く飲まれていないきれいな牛乳が処分されるようなことになるということで、それはまずいんではないかということで、どうしてもそれが必要なら、パートさんなどをお願いをしたらどうかというふうにお願いをしておったんですけど、その辺はどうなりましたでしょうか。

- 教育課長兼少年センター所長 余った牛乳につきましては、これまでは牛乳会社さんのほうが引き取っていただいておりますが、平成30年度から引き取ってもらえなくなるということでございます。委員おっしゃるとおりでございます。

平成30年度からにつきましては、先ほどおっしゃっていただきましたように、余った牛乳につきましては、ほかの残った給食の残飯と同様に、三協農場という養豚業者のほうに引き取っていただくこととなりますが、その際、児童・生徒に直接廃棄をさせるということは教育上不適切な面がございますので、おっしゃられるように、給食課で雇用しております配膳パート職員をお願いをしまして、廃棄といいますか、給食センターのほうに返す段取りをしたいと思っております。

- 森委員 本当に実際問題としては考えられないことだし、それこそ委員長報告で公にする話ではないのかもしれない。もう少し適切な処理の方法がないかなと思うんですけど、全くこのフードドライブに持っていくわけにもいかないし、その日の生鮮食品の中に入るわけなもんだから、とりあえずはそういう形で、子供たちの目に触れないところで処理をしていただくということになりましたので、いいかと思えます。

次、学校給食基本計画策定事業ということで、ことし始まるわけなんですけれども、議案質疑の中にもありましたけど、この基本計画策定の前提に市の再配置計画があるんですが、その再配置計画に沿った形で、議論が進められていくのか、本当にここにあるように、江南市が目指す学校給食のあり方、目指す方向、そういうようなものを中心にして決めていくのか、その辺のところをどこに置いていくのかということで、ちょっと伺っておきたいんですけど。

- 教育課長兼少年センター所長 基本計画につきましては、再配置計画の中

で出ております課題がございます。給食センター2個を1つにするだとか、外部委託をするかだとかということがありますが、こういったことも含めまして、これありきではなくて、そういったことを含めて、策定の中で委員会を開いて行っていくわけですけれど、そういったことも踏まえて検討してまいりたいと考えております。

- 森委員 1カ所にすると、大体1カ所で作るあれが9,000食ぐらいになるんですかね。かなりの規模の大きいものになっていくので、それともう一つは、何か事故が起きたときに、江南市の中で1カ所しか給食センターがないというよりは、2つあって何らかの対応ができるということをもひとつ持っていく必要があると思うので、そういう点も含めて、きちんといわゆる理想像を目指して、議論をしていってほしいなあと思います。

ただ、この前の議案質疑のときに年4回ぐらいで決めちゃうということなんですけど、パブリックコメントというのはもうほとんど方針が決まっちゃってから出されるもんだから、その前に保護者だとか、市民の意見を把握することはやられるんでしょうか。4回では私少ないと思うんですけど。

- 教育部長 まず、先ほどの補足説明になるんですが、あくまでも今回の基本計画というのは、資料でお示ししたとおり、江南市としてどんな学校給食センターが必要なのか、あるいはアレルギーにどのように対応していくのかということをつくっていききたいというふうに考えておりました、じゃあそれに対応するためにはどういう施設が必要かという議論の展開になってくるかと思えます。その施設に関しましては、実は今、アレルギー対応仕様あるいは国から示されたガイドラインといいますか、そういったものに照らし合わせますと、同じ規模ではアレルギー対応もできないし、衛生基準もなかなかクリアできないということで、どうしても今の同じ規模よりも大きくなってしまいます。ですので、2つをそれぞれやると、かなり大きな規模になってしまいますので、その辺も考えながら、施設のほうは考えていかなければいけないと思えます。ですが、それぞれ更新をかけていくのか、その辺はまだこれから計画の中で考えていくことになると思えますので、その辺も含めて計画のほうは考えていきたいというふうに考えているということです。

その策定の進め方につきましては、学校給食センターは極めて特殊といい

ますか、かなり専門性の高い施設というふうに考えております。ですが、保護者の意見は十分に取り入れていきたいと考えておりますので、その策定委員会のメンバーの中には、保護者の代表の方、そういった方に当然入っていただきまして、市民の方、保護者を市民の方というふうにみなして意見のほうは聞いていきたいというふうに考えております。回数につきましては、4回というのは今のところ4回というふうに想定しているわけですが、もし、その策定委員会の回数がそれ以上必要だというふうに判断した場合には、随時開催していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○森委員　市民の意見をもっと幅広く聞くというようなことはやらないんですか。

○教育部長　その策定していく中で、もしそういった市民の方、その市民の中には保護者の意見、まずは保護者の意見をというふうに考えておるんですが、いや、ほかの市民の方の意見を聞くべきじゃないかというような、その策定委員会の中で御意見が出れば、それは検討をしていきたいと考えております。

○森委員　やっぱり当事者が一番、今現在の当事者ということにはなると思うんですけど、その中で、やっぱり一番理想は自校方式だし、それが一番子供たちにとってはふさわしい内容だと思うんだけど、なかなかこれを自校方式まで戻すのは大変だという議論の中で、じゃあ一番ふさわしい学校給食のあり方はどこなのかというところからぜひスタートしてほしい。ここにもあるけれども、統廃合というところからのスタートではなくて、最もふさわしい学校給食はどうあるべきなのかというところからスタートしてもらって、じゃあ、江南市の現状ではどうなのかという議論に入っていってもらわないと、最初からもう両方とも老朽化して大変だから、とにかく1つにまとめてやろうというようなところからスタートしていってしまうと、どうしても統廃合ありきの話になっていってしまうので、その辺のところはぜひ慎重にやっていただきたいと思いますし、保育園への給食なんていうのは私はもってのほかだと。最初からこんなことを前提にした基本計画の策定はあり得ないというふうには思っておりますけれども、それは私の意見ですのでね。

○河合委員　お疲れになるところなんでちょこっとだけ。

373ページ、ちょっと実績を教えてくださいんですけど、こども土曜塾をやっていますよね。これ、小学生対象と中学生対象で、実績はどれぐらいの方が生徒さん、児童さんは見えたんですかね、人数。

○教育課長兼少年センター所長　　まず、土曜塾でございますが、登録人数は115名でございます。2月24日までの開催でお話しさせていただきますが、平成29年度は21回実施しまして、出席人数は延べ1,830人。出席率でいいますと76%。未来塾につきましては、登録人数が51名、これも2月24日まででございますが、15回実施しております。出席人数は延べ444名、出席率は58%でございます。

○河合委員　　はい、わかりました。

これは平成30年度も予算を組んであるで、やっていくということで、これもずっとやっていかれる予定ですかね。

○教育課長兼少年センター所長　　はい、おっしゃるとおり引き続き実施してまいります。

○委員長　　ほか、ありませんでしょうか。

○森委員　　369ページの特別支援学級の支援職員を2名ですか、増員をしてもらえるということなんですが、現在の特別支援学級の学級数が全体でどのぐらいあって、これで本当に十分な配置となるのかということ、特に去年、意見交換会の際に出たのは、中学校のほうが十分じゃないという保護者からの御意見もあったんですけど、その辺のところはどうなんでしょう。

○教育課長兼少年センター所長　　平成29年度の特別支援学級のクラス数でございますけれど、小学校については28学級、中学校は12学級でございます。合わせて40学級でございますが、今回予算としては21名の特別支援学級の支援員をお願いしておるところでございますけれど、十分かどうかということにつきましては、まだまだ学校からの希望はございますが、こちらにつきましてはやはり予算の関係もございますので、どういったことに予算を当てていくかということにつきましては、優先順位をつけまして考えてまいりたいと思っております。

○森委員　　15校で21名ということですから、各学校に2人は行かないんですけど、これともう一つ、いわゆるアルバイトじゃない、スクールサポーター

がここにプラスして入っていただけると、実際の担任の先生にとっては、とにかく目がそこに届くわけなので助かるということですが、そのスクールサポーターは今どのぐらい。

○教育課管理指導主事 現在のところ23名スクールサポーターがおります。

○教育長 スクールサポーターにつきましては、23名ですけれども、毎日いるわけではなく、大学の授業がない折に学校の経験をすることも含めておりますので、大体週1回、多くて週1回というような感じでございます。したがって、支援員とは若干異なるということで御承知いただきたいと思っております。

○森委員 ちょっと私の知人で、まだ要するに本当の仕事というか、パートとかそういうところに行けないけれども、こういうことのお手伝いならできるわという人がいて、何か来たけど、うまくできなかったみたいですけど、そういう主婦の人でとか、元教員なんかで協力していただける人がいれば、もっと積極的に声をかけていただいて応援を頼むということで、手厚い支援体制ができればいいかなというふうに思っておりますので、ぜひその辺のところもお願いをしておきたいと思っております。

それからよくわからないのが、371ページのキャリアスクールプロジェクト事業。何となくわかりますけど、ちょっと説明していただける。

○教育課長兼少年センター所長 キャリアスクールプロジェクトですが、これは職場体験学習を主にやっております事業でして、中学生を対象に、主には先ほども申しましたが、主には市内の事業所に3日間程度、事業所にお願いをしまして生徒がその事業所で仕事を体験するというようなことでございます。

あと、例えば学校において実際に仕事をされている方のお話を聞くなどといった講演会なども実施しております。

○森委員 委託料となっているでしょう。これは例えばこのお願いした事業所などに一定の謝礼的なことでお金が出ているということですか。

○教育課長兼少年センター所長 委託料は学校にお願いをしております、学校で例えば講師、話をしていただくための謝礼だとか、そういったことに使っております。

- 教育長 中学校2年生を対象にしております。委託料としては各学級2万円が対象になりますので、したがって、今現在24学級予定しておりますから、48万円ということと、あわせてここにある県17万円というのが、今度小学校に新たにキャリアスクールプロジェクトの委託が来ましたので、該当校古知野南小学校で研究をしていただくということになります。小学校もこのプロジェクトで実際にキャリアの勉強をしながら、さらに低学年にも波及していくということで、1年間でございますけれども、委託料として1年間で17万円来ているということでもあります。
- 森委員 はい、わかりました。この県の17万円というのはこの古知野南小学校に全部行くということですか。わかりました。
- 河合委員 今幾つぐらいの事業所へお世話になってますか。何事業所ぐらい。参考までに。
- 教育長 江南市あるいは江南市外も含めて、おおむね200ぐらいだっただと思いますけれども、ちょっと確かな数字は持ち合わせておりませんが、多くの企業にお世話になっております。
- 河合委員 市外のところに行くのに、中学生はどうやって。どこへ行っても自転車です。
- 教育長 はい、自転車で行くということに。
- 委員長 ほか、よろしいでしょうか。
- 森委員 スクールソーシャルワーカーを配置していただいたんですけど、その活動の内容と、どんな相談が来ているのかということも含めて少し、377ページです。
- 教育課長兼少年センター所長 スクールソーシャルワーカーの活動実績でございますけれども、平成30年の2月の実績でございます。スクールソーシャルワーカーが取り扱いました案件としましては、小学校76件、中学校67件で、143件。内容としましては、いじめの問題、不登校の問題、虐待の問題などございまして、この間に解決したのが1件ございまして、不登校の問題が解決しております。
- 好転していますが、継続支援中が18件、継続支援中が117件、転出などして終了したなどのその他の案件が7件ということでございます。

○森委員 想像以上に件数が多いなあということで、これはそれこそ1人では大変、今2人ですか。大変だなあという、そういうふうに思いました。

それから、時間があれなので、最後一言聞いておきたいんですけど、中学生のミクロネシアですね、ことしも。派遣ですけど、ちょっと、今までもそうでしたか、8万5,000円、本人から。ちょっと大き過ぎるんじゃないですか。よくその8万5,000円出してまた行く、実際にかかる費用は幾らでしたっけ。

○教育課長兼少年センター所長 26万7,000円でございます、個人負担していただくのがその3分の1でございます。

○森委員 ちょっとこれは、中学生の負担からすると、私もうかつでございますけど、ちょっと多い。だから、いろいろなそれこそふるさと寄附金じゃないけれども、何らかのそういうところを活用して、もっと個人負担を少なくして、行きやすい、それでも誰でもというわけにはいかないかもしれないけれども、行けるような環境をつくってあげないと難しいんじゃないですかね。

○委員長 ほか、よろしいでしょうか。

暫時休憩します。

午後4時54分 休 憩

午後4時55分 開 議

○委員長 では、休憩前に引き続き、会議を開きます。

○保険年金課長 先ほどの保険年金課の答弁の中で訂正がございますので、この場をかりて訂正させていただきます。

後期高齢者医療健康診査委託費の項目の中におきまして、クレアチニン検査を市独自の上乘せ検査と申し上げましたけれども、来年度から特定財源であります委託費の対象となりましたことから、上乘せでなくなりましたので、答弁の訂正をさせていただきます。よろしくをお願いします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは暫時休憩します。

午後4時56分 休 憩

午後4時57分 開 議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の途中ではありますが、本日の委員会はこの程度にとどめ、あす3月13日火曜日、午前9時30分から委員会を開きます。

本日はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午後5時00分　閉　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 藤岡和俊